

【公開版】

提出年月日	令和2年4月13日 R11
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第27条：通信連絡設備

第 I 部

目 次

- ロ. 再処理施設の一般構造
- リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備

ロ. 再処理施設の一般構造

(7) その他の主要な構造

(i) 安全機能を有する施設

(s) 通信連絡設備

通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。

また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。

また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。

これらの通信連絡設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備（代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設備）として、代替通信連絡設備を設ける設計とする。

リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備

(4) その他の主要な事項

(x) 通信連絡設備

通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、制御室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、ページング装置(警報装置を含む。), 所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリの有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設ける設計とする。

警報装置、所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク T V会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリの所外通信連絡設備を設ける設計とする。また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム(E

R S S) へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として、データ伝送設備を設ける設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、廃棄物管理施設及びMO X燃料加工施設と共に用する。

所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク T V会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、MO X燃料加工施設と共に用する。

共用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

制御室等は、「ヘ. (4) (i) 制御室等」に、電気設備は、「リ. (1) (i) 電気設備」に、緊急時対策所は、「リ. (4) (ii) (f) 通信連絡設備」に記載する。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。

通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったデータを再処理事業所内の必要な場所で共有するために、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、代替通話系統を設置する。

緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、「ヘ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統等を設置する。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を配備する。

緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、「ヘ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「チ. (2) (ii) 放射線監視設備」の一部及び「チ. (2) (iii) 環境管理設備」の一部を配備する。

設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。

また、設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。

可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。

可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。

可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。

可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電池で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機等又は「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。

乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電池を用いるものについては、「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1

代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機等又は「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機にて充電、又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するために、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク T V会議システム及びデータ伝送設備を設置する。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。

設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク T V会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。

設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

データ伝送設備は、緊急時対策建屋に設ける設計とする。

可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。

可搬型衛星電話（屋外用）は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。

可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。

統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、緊急時対策建屋に設ける設計とする。

統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。

可搬型衛星電話（屋内用）は、「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。

可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電池で動作可能な設計とする。

代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX燃料加工施設と共に用する。

共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大

事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

通信連絡設備及び代替通信連絡設備の一覧を以下に示す。

(a) 所内通信連絡設備

ページング装置（警報装置を含む。）

（廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共に用） 1式

所内携帯電話

（廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共に用） 1式

専用回線電話 1式

一般加入電話 1式

ファクシミリ 1式

(b) 所内データ伝送設備

プロセスデータ伝送サーバ 1式

放射線管理用計算機 1式

環境中継サーバ 1式

総合防災盤 1式

(c) 所外通信連絡設備

統合原子力防災ネットワーク IP電話

（MOX燃料加工施設と共に用） 1式

統合原子力防災ネットワーク IP-FAX

（MOX燃料加工施設と共に用） 1式

統合原子力防災ネットワーク TV会議システム

（MOX燃料加工施設と共に用） 1式

一般加入電話（MOX燃料加工施設と共に用） 1式

一般携帯電話（MOX燃料加工施設と共に用） 1式

衛星携帯電話（MOX燃料加工施設と共に用） 1式

ファクシミリ (MOX燃料加工施設と共に用)	1式
(d) 所外データ伝送設備	
データ伝送設備	1式
(e) 代替通信連絡設備	
[常設重大事故等対処設備]	
代替通話系統	1式
統合原子力防災ネットワーク I P電話 (設計基準対象の施設と兼用) (MOX燃料加工施設と共に用)	1式
統合原子力防災ネットワーク I P-FAX (設計基準対象の施設と兼用) (MOX燃料加工施設と共に用)	1式
統合原子力防災ネットワーク TV会議システム (設計基準対象の施設と兼用) (MOX燃料加工施設と共に用)	1式
データ伝送設備 (設計基準対象の施設と兼用)	1式
[可搬型重大事故等対処設備]	
可搬型通話装置	1式
可搬型衛星電話 (屋内用)	
(MOX燃料加工施設と共に用)	1式
可搬型トランシーバ (屋内用)	1式
可搬型衛星電話 (屋外用)	
(MOX燃料加工施設と共に用)	1式
可搬型トランシーバ (屋外用)	1式

添付書類

目 次

1.9 再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性

1.9.27 通信連絡設備

9 その他再処理設備の附属施設

9.17 通信連絡設備

1. 9. 27 通信連絡設備

(通信連絡設備)

第二十七条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。

警報装置、所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

第2項について

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。

また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

添付書類六の下記項目参照

- 6. 計測制御系統施設
- 9. その他再処理設備の附属施設

9.17 通信連絡設備

9.17.1 設計基準対象の施設

9.17.1.1 概要

設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の従事者等に必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるよう、警報装置及び通信方式の多様性を確保した通信連絡設備を設置する。

また、再処理事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続する。

通信連絡設備の一部は、再処理施設とMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共に用する。

9.17.1.2 設計方針

- (1) 設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の従事者等に、必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設ける設計とする。
- (2) 所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。
- (3) 設計基準事故が発生した場合において、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。
- (4) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室及び緊急時対策所から再処理事業所外の必要箇所に、事故に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。
- (5) 設計基準事故が発生した場合において、緊急時対策支援システム（E RSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。
- (6) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。
- (7) 外部電源により動作する通信連絡設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。
- (8) 通信連絡設備のうち廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共に用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施

設の安全性を損なわない設計とする。

9.17.1.3 主要設備の仕様

通信連絡設備の主要設備の仕様を第9.17.1-1表に示す。

9.17.1.4 主要設備

(1) 警報装置及び所内通信連絡設備

設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設置する。

所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した構成の回線に接続する設計とする。

警報装置及び所内通信連絡設備は、非常用所内電源系統、無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

ページング装置及び所内携帯電話は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共に用する。

(2) 所内データ伝送設備

緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設置する。

また、所内データ伝送設備は、無停電交流電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

(3) 所外通信連絡設備

設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、統合原子力防災ネットワーク IP電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネ

ットワーク T V会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを設置する。

所外通信連絡設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

また，所外通信連絡設備は，無停電交流電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

所外通信連絡設備は，定期的に点検を行うことにより，専用通信回線の状態を監視し，常時使用できることを確認する。

統合原子力防災ネットワーク I P電話，統合原子力防災ネットワーク I P－F A X，統合原子力防災ネットワーク T V会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，M O X燃料加工施設と共に用する。

(4) 所外データ伝送設備

再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として，データ伝送設備を設置する。

所外データ伝送設備は，有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

また，所外データ伝送設備は，無停電交流電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

所外データ伝送設備は，定期的に点検を行うことにより，専用通信回線の状態を監視し，常時使用できることを確認する。

9.17.1.5 試験検査

警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、その健全性及び能力を確認するため、運転中又は停止中に、機能、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。

9.17.1.6 手 順 等

通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行ふ。

- (1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。
- (2) 所内データ伝送設備、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。
- (3) 社内外の関係先へ、的確、かつ、迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。

第 9.17.1-1 表(1) 通信連絡設備の主要設備の仕様

通信種別	主要設備	非常時に供給できる電源	通信回線
警報装置	ページング装置*	非常用所内電源 無停電交流電源 蓄電池	有線
	ページング装置*	非常用所内電源 無停電交流電源 蓄電池	有線
所内通信連絡設備	所内携帯電話*	電話交換機：蓄電池 PHS端末：充電池	無線
	専用回線電話	充電池	有線
	一般加入電話	通信事業者回線から給電	有線
	ファクシミリ	無停電交流電源	有線
所内データ伝送設備	プロセスデータ伝送サーバ	無停電交流電源	有線
	放射線管理用計算機	無停電交流電源	有線
	環境中継サーバ	無停電交流電源	有線、無線
	総合防災盤	無停電交流電源	有線

注) *印の設備は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。

第9.17.1-1表(2) 通信連絡設備の主要設備の仕様

通信種別	主要設備	非常時に供給できる電源	通信回線
所外通信連絡設備	統合原子力防災ネットワーク IP電話**	無停電交流電源 (通信事業者回線)	有線、衛星
	統合原子力防災ネットワーク IP-FAX**	無停電交流電源 (通信事業者回線)	有線、衛星
	統合原子力防災ネットワーク TV会議システム**	無停電交流電源 (通信事業者回線)	有線、衛星
	一般加入電話**	通信事業者回線から給電 (通信事業者回線)	有線 無線 (通信事業者回線)
	一般携帯電話**	充電池 (通信事業者回線)	無線 (通信事業者回線)
	衛星携帯電話**	無停電交流電源 (通信事業者回線)	衛星 (通信事業者回線)
	ファクシミリ**	無停電交流電源 (通信事業者回線)	有線 (通信事業者回線)
	所外データ伝送設備	無停電交流電源 (通信事業者回線)	有線、衛星 (通信事業者回線)

注) **印の設備は、MOX燃料加工施設と共に用する。

第Ⅱ部

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対する適合性

1. 3 規則への適合性

1. 4 設備等

1. 5 気象等

2. 通信連絡設備

2. 1 通信連絡設備の概要

2. 2 警報装置及び所内通信連絡設備

2. 3 所外通信連絡設備

2. 4 所内データ伝送設備及び所外データ伝送設備

2. 5 多様性を確保した通信回線

2. 6 通信連絡設備の電源設備

2 章 補足説明資料

令和2年4月13日 R7

1章 基準適合性

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

通信連絡設備について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第27条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。（第27.1表）

第27.1表 事業指定基準規則第27条と再処理施設安全審査指針 比較表（1／3）

事業指定基準規則 第27条（通信連絡設備）	再処理施設安全審査指針	備 考
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	<p>(指針18)</p> <p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるようないし、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p> <p>(解説)</p> <p>1. 「制御室等」とは、平常運転時において、従事者が施設の運転又は工程等の管理を行ひ、事故時においては、従事者が適切な事故対策を講ずる場所であり、1箇所である必要はない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「通信連絡設備」とは、制御室等から事業所内の各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を、ブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備をいう。</p> <p>4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備等については、非常用所内電源系統（無停電電源を含む。）に接続し、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならぬ。</p>	追加要求事項 変更無し 追加要求事項

第27.1表 事業指定基準規則第27条と再処理施設安全審査指針 比較表（2／3）

事業指定基準規則 第27条（通信連絡設備）	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>2 第2項に規定する「通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」とは、所外必要箇所への事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備及び事業所（制御室等）から事業所外の緊急時対策支援システム（E R S）等へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できることをいう。</p>	<p>（指針18）</p> <p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p> <p>（解説）</p> <p>1. 「制御室等」とは、平常運転時において、従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時においては、従事者が適切な事故対策を講ずる場所であり、1箇所である必要はない。</p>	追加要求事項

第27.1表 事業指定基準規則第27条と再処理施設安全審査指針 比較表（3／3）

事業指定基準規則 第27条（通信連絡設備）	再処理施設安全審査指針 (指針18)	備考
<p>(解釈)</p> <p>3 第2項に規定する「多様性を確保した専用通信回線」とは、衛星専用IP電話等又は再処理事業者が独自に構築する専用の通信回線若しくは電気通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線等、輻輳等による制限を受けることなく使用できることとともに、通信方式の多様性（ケーブル及び無線等）を備えた構成の回線をいう。</p> <p>4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備等については、非常用所内電源系統（無停電電源を含む。）に接続し、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならない。</p>	<p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるよう、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。 (解説)</p> <p>1. 「制御室等」とは、平常運転時において、従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時においては、従事者が適切な事故対策を講ずる場所であり、1箇所である必要はない。</p>	追加要求事項

1.2 要求事項に対する適合性

通信連絡設備の設計に係る基本方針を以下のとおりとする。

通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。

また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。

また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。

これらの通信連絡設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

1.3 規則への適合性

「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）第二十七条では、通信連絡設備について、以下の要求がされている。

(通信連絡設備)

第二十七条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。

上記をうけ、日本原燃(株) 再処理施設における通信連絡設備について、以下のとおり事業指定基準規則及びその解釈に適合させる設計とする。

＜適合のための設計方針＞

第1項について

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。また、緊急時

対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。

警報装置、所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

第2項について

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。

また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

1.4 設備等

9. その他再処理設備の附属施設

9.17.1 通信連絡設備

9.17.1.1 概要

設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の従事者等に必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるよう、警報装置及び通信方式の多様性を確保した通信連絡設備を設置する。

また、再処理事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続する。

通信連絡設備の一部は、再処理施設とMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共に用する。

9.17.1.2 設計方針

- (1) 設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の従事者等に、必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設ける設計とする。
- (2) 所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。
- (3) 設計基準事故が発生した場合において、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。
- (4) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室及び緊急時対策所から再処理事業所外の必要箇所に、事故に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。
- (5) 設計基準事故が発生した場合において、緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。
- (6) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。
- (7) 外部電源により動作する通信連絡設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。
- (8) 通信連絡設備のうち廃棄物管理施設及びM O X燃料加工施設と共に用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は、同一の端末を使用す

る設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

9.17.1.3 主要設備の仕様

通信連絡設備の主要設備の仕様を第27. 2表に示す。

9.17.1.4 主要設備

(1) 警報装置及び所内通信連絡設備

設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを新たに設置する。

所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した構成の回線に接続する設計とする。

警報装置及び所内通信連絡設備は、非常用所内電源系統、無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

ページング装置及び所内携帯電話は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共に用する。

(2) 所内データ伝送設備

緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設置する。

また、所内データ伝送設備は、無停電交流電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

(3) 所外通信連絡設備

設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子

力防災ネットワーク T V会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリを新たに設置する。

所外通信連絡設備は, 有線回線, 無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し, 輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

また, 所外通信連絡設備は, 無停電交流電源に接続し, 外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

所外通信連絡設備は, 定期的に点検を行うことにより, 専用通信回線の状態を監視し, 常時使用できることを確認する。

統合原子力防災ネットワーク I P電話, 統合原子力防災ネットワーク I P-FAX, 統合原子力防災ネットワーク T V会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリは, M O X燃料加工施設と共に共用する。

(4) 所外データ伝送設備

再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として, データ伝送設備を設置する。

所外データ伝送設備は, 有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し, 輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

また, 所外データ伝送設備は, 無停電交流電源に接続し, 外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

所外データ伝送設備は, 定期的に点検を行うことにより, 専用通信回線の状態を監視し, 常時使用できることを確認する。

9.17.1.5 試験検査

警報装置，所内通信連絡設備，所内データ伝送設備，所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は，その健全性及び能力を確認するため，運転中又は停止中に，機能，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。

9.17.1.6 手順等

通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。

- (1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。
- (2) 所内データ伝送設備、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。
- (3) 社内外の関係先へ、的確、かつ、迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。

【補足説明資料 2-5】

1.5 気象等

該当なし

第 27.2 表 通信連絡設備の主要設備の仕様（1／2）

通信種別	主要設備	非常時に供給できる電源	通信回線
所内通信連絡設備	ページング装置*	非常用所内電源 無停電交流電源 蓄電池	有線
	ページング装置*	非常用所内電源 無停電交流電源 蓄電池	有線
	所内携帯電話*	電話交換機：蓄電池 P H S 端末：充電池	無線
	専用回線電話	充電池	有線
	一般加入電話	通信事業者回線から給電	有線
	ファクシミリ	無停電交流電源	有線
	プロセスデータ伝送サーバ	無停電交流電源	有線
	放射線管理用計算機	無停電交流電源	有線
	環境中継サーバ	無停電交流電源	有線, 無線
	総合防災盤	無停電交流電源	有線

注) *印の設備は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。

第27.2表 通信連絡設備の主要設備の仕様（2／2）

通信種別	主要設備	非常時に供給できる電源	通信回線
所外通信連絡設備	統合原子力防災ネットワーク IP電話**	無停電交流電源	有線、衛星 (通信事業者回線)
	統合原子力防災ネットワーク IP-FAX**	無停電交流電源	有線、衛星 (通信事業者回線)
	統合原子力防災ネットワーク TV会議システム**	無停電交流電源	有線、衛星 (通信事業者回線)
	一般加入電話**	通信事業者回線から給電	有線 (通信事業者回線)
	一般携帯電話**	充電池	無線 (通信事業者回線)
	衛星携帯電話**	無停電交流電源	衛星 (通信事業者回線)
所外データ伝送設備	ファクシミリ**	無停電交流電源	有線 (通信事業者回線)
	データ伝送設備	無停電交流電源	有線、衛星 (通信事業者回線)

注) **印の設備は、MOX燃料加工施設と共用する。

2. 通信連絡設備

2.1 通信連絡設備の概要

通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。通信連絡設備の概要を第27. 1図に示す。

(1) 警報装置

事故等が発生した場合に、建屋内外の従事者等へ必要な操作、作業又は退避の指示を行う。

(2) 所内通信連絡設備

中央制御室等から、再処理事業所内の従事者等への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。

(3) 所内データ伝送設備

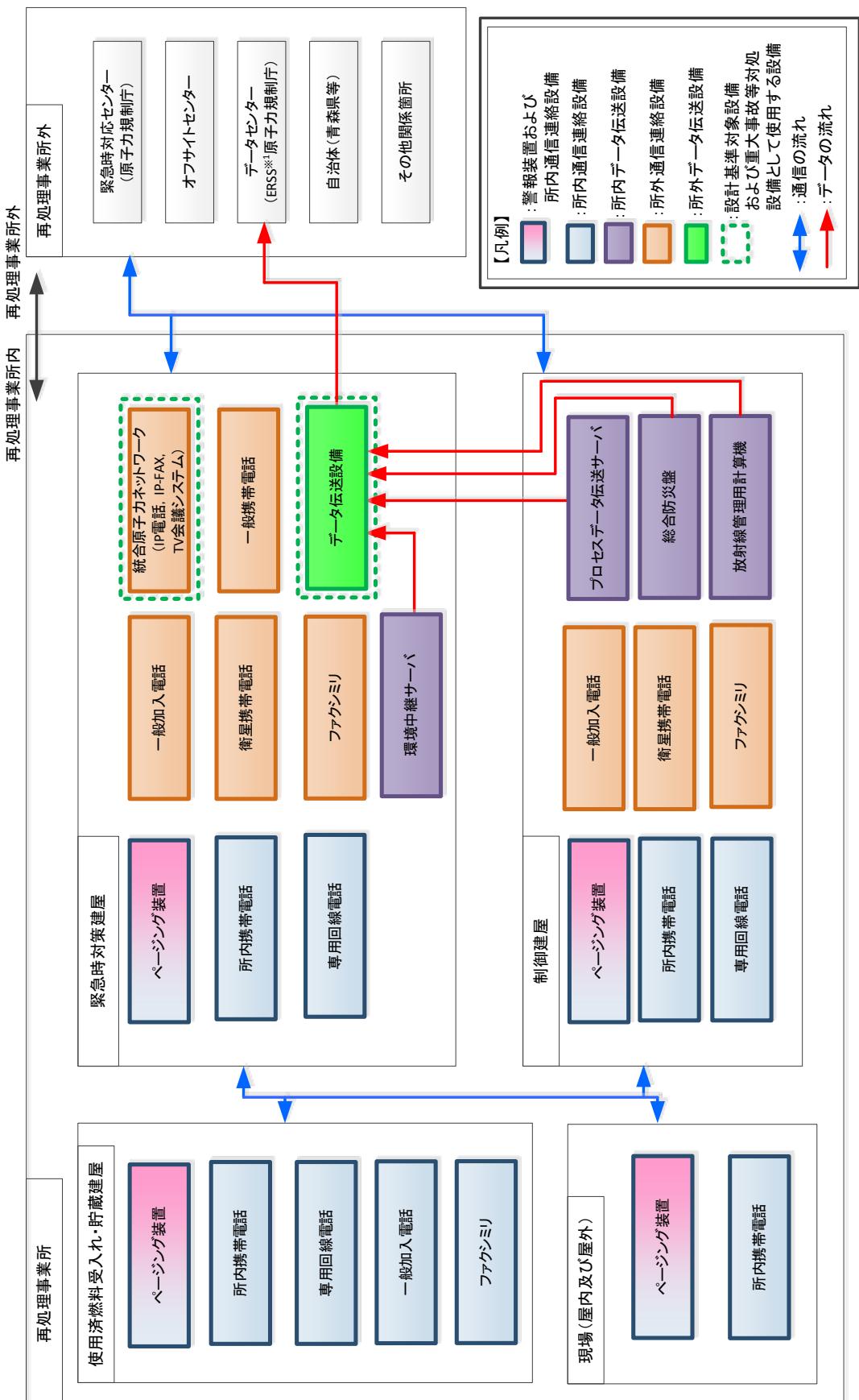
事故状態等の把握に必要な情報を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。

(4) 所外通信連絡設備

再処理事業所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。

(5) 所外データ伝送設備

再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送する。



※1. 国の緊急時対策支援システム

第 27. 1 図 通信連絡設備の概要

2.2 警報装置及び所内通信連絡設備

設計基準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理事業所内の従事者等への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、ページング装置を設置し、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリの有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。また、ページング装置は、再処理事業所内の従事者等への退避指示連絡を行うために必要な警報装置としての機能を備える。通信連絡設備（再処理事業所内）の概要を、第27. 2図に示す。通信連絡設備（再処理事業所内）の多様性を第27. 3表に示す。

【補足説明資料2-1, 2-2, 2-3】

所内通信連絡設備のうちページング装置は、再処理事業所内の従事者等に必要な操作、作業又は退避の指示等ができるよう、適切な数のスピーカを設置する。

また、ページング装置は、竜巻注意情報が発せられた場合でも、警報機能を用いることにより、再処理事業所内に退避連絡を行うことができる。

【補足説明資料2-4】

所内通信連絡設備のうち外部電源により動作するのは、ページング装置、所内携帯電話及びファクシミリである。ページング装置は、非常用所内電源、無停電交流電源又は蓄電池に接続することにより動作可能である。所内携帯電話は、蓄電池に接続することにより動作可能である。ファクシミリは、無停電交流電源に接続することにより動作可能である。専用回線電話は、充電池により動作可能であるため、外部

電源が不要である。一般加入電話は、通信事業者回線から給電することで動作可能であるため、外部電源が不要である。

【補足説明資料2-13】

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、所内携帯電話を用いることにより、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の従事者等へ連絡が可能である。また、所内携帯電話、専用回線電話及び一般加入電話により緊急時対策所へ連絡を行うことが可能であり、所内携帯電話、一般加入電話及びファクシミリにより中央制御室へ連絡を行うことが可能である。

【補足説明資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-6】

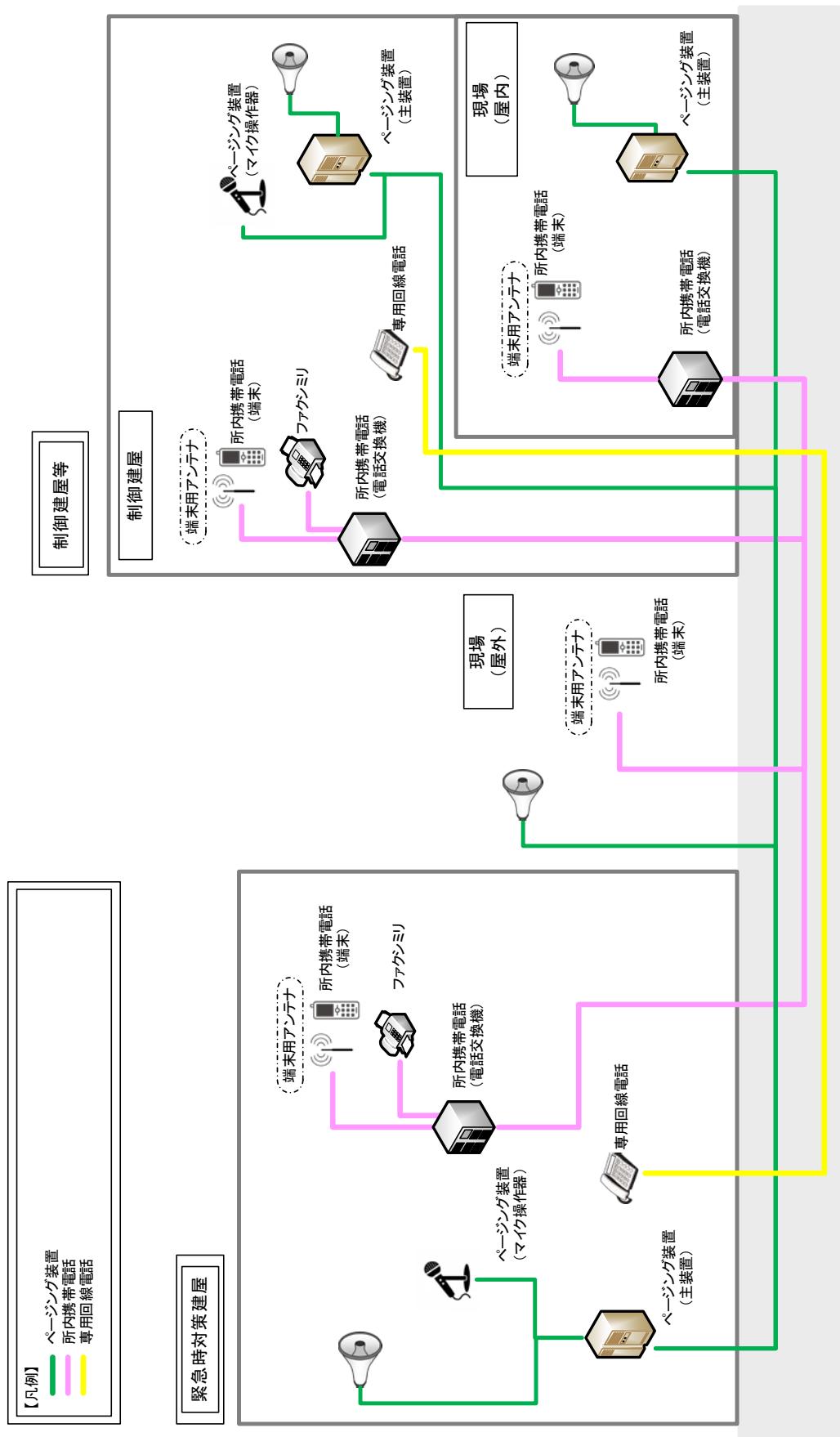
所内通信連絡設備のページング装置（警報装置含む。）及び所内携帯電話は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共に用する。

警報装置及び所内通信連絡設備については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。

第 27.3 表 通信連絡設備（再処理事業所内）の多様性

主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{*1}
所内通信連絡設備	ページング装置 <u>(警報装置含む。)</u>	電話	有線回線 ・緊急時対策所－再処理事業所内 ・中央制御室－再処理事業所内
	所内携帯電話	電話	無線回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・現場（屋内外）－現場（屋内外）
	専用回線電話	電話	有線回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
	一般加入電話	電話	有線回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 ・中央制御室－使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
	ファクシミリ	F A X	有線回線 ・中央制御室－使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

*1：現場（屋内）：前処理建屋、制御建屋等



第 27. 2 図 通信連絡設備（再処理事業所内）の概要

2.3 所外通信連絡設備

(1) 所外必要箇所の選定

再処理事業所外の通信連絡をする必要がある場所として、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。

(2) 所外通信連絡設備

設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所外の必要箇所と事故の発生に係る連絡を音声等により行うため、統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを新たに設置し、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続する。制御建屋に新たに設置する一般加入電話並びに緊急時対策建屋に新たに設置する統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク TV会議システムは、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できるよう、災害時優先回線又は専用通信回線を用いる。所外通信連絡設備（再処理事業所外）の概要を第27. 3図、第27. 4図及び第27. 5図に示す。

【補足説明資料2-1, 2-2, 2-3, 2-6, 2-15】

所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、MOX燃料加工施設と共に用する。

a. 統合原子力防災ネットワークに接続している通信連絡設備

通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線回線及び衛星回線）に接続している I P 電話， I P – F A X 及び T V 会議システム

b . 一般加入電話及びファクシミリ

通信事業者が提供する通信回線（有線回線）に接続している加入電話及びファクシミリ

c . 一般携帯電話

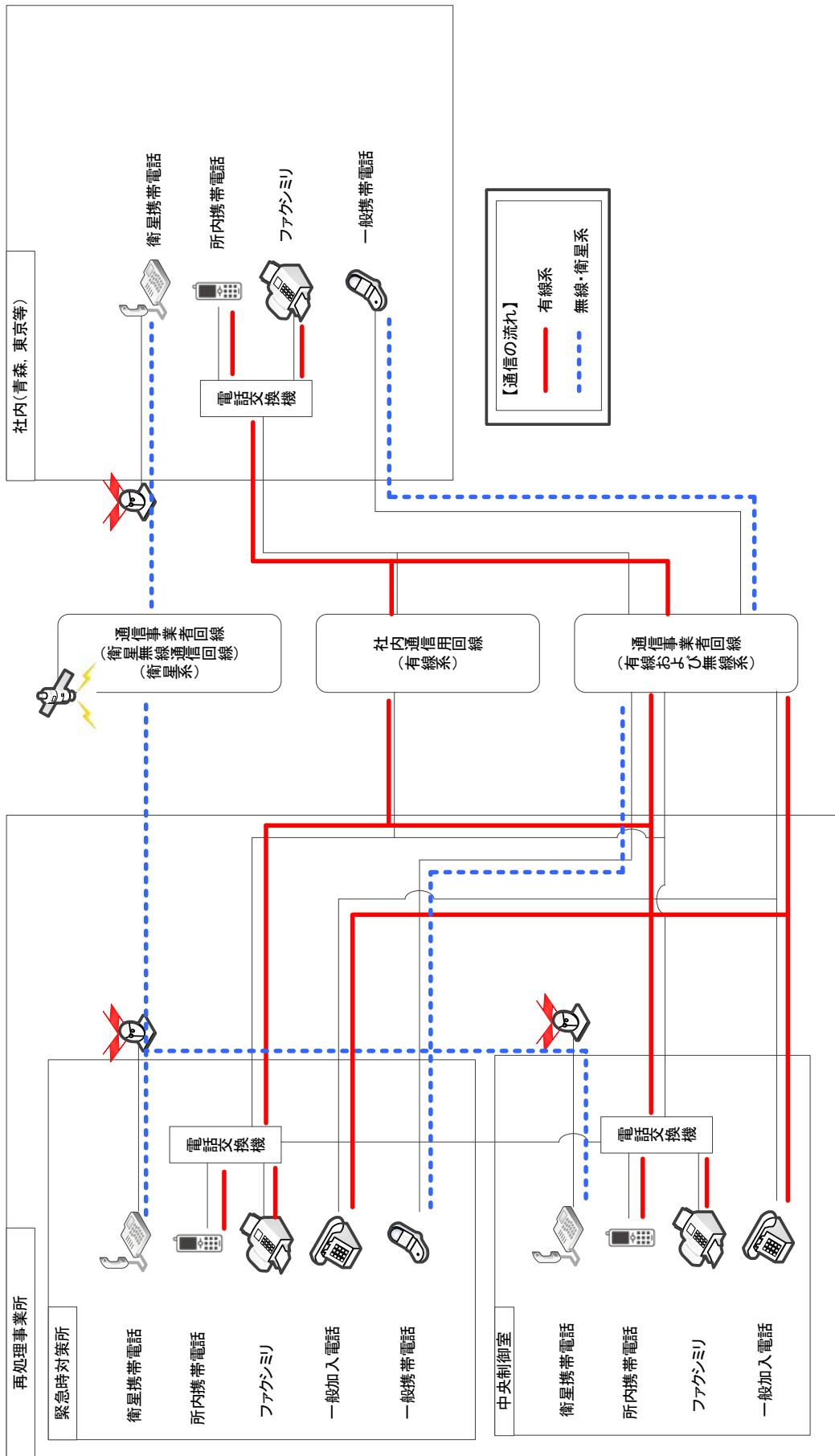
通信事業者が提供する通信回線（無線回線）に接続している携帯電話

d . 衛星携帯電話

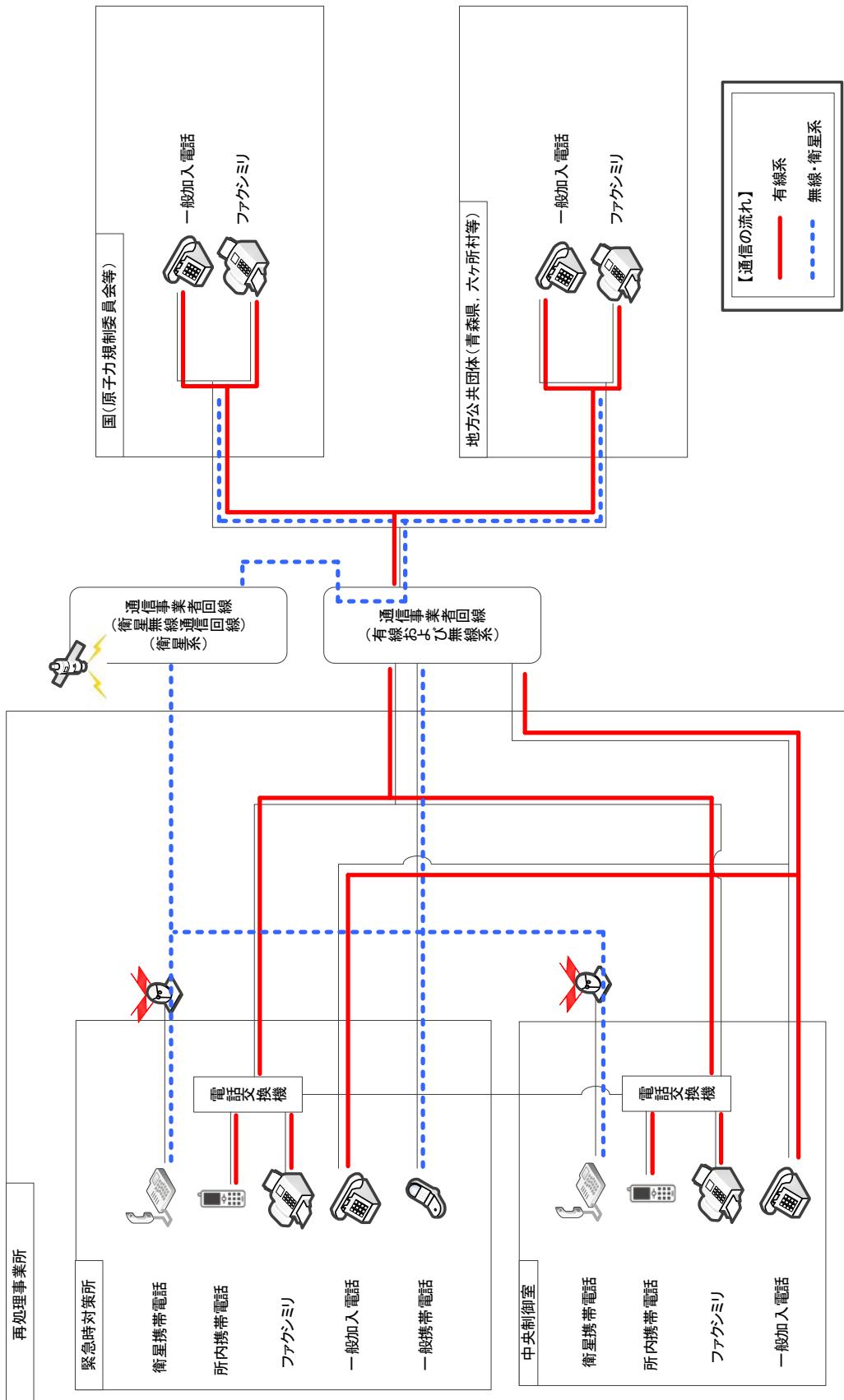
通信事業者が提供する通信回線（衛星回線）に接続している携帯電話

万が一，一般加入電話，ファクシミリ，一般携帯電話，衛星携帯電話の機能が喪失した場合，統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の衛星回線により，再処理事業所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。

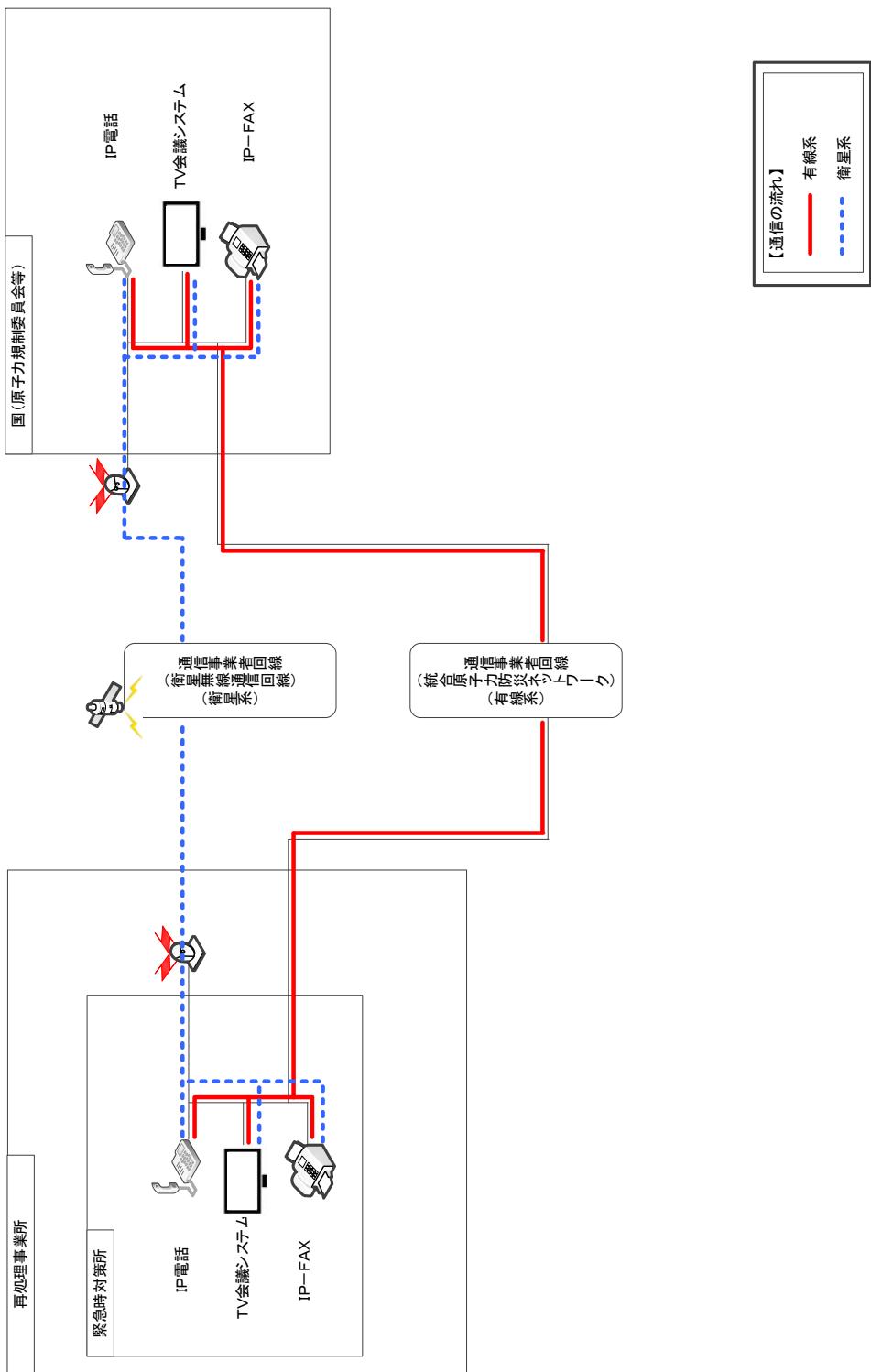
所外通信連絡設備については，定期的な機能・性能及び外観検査により適切な保守管理を行い，常時使用できることを確認する。



第 27.3 図 所外通信連絡設備（再処理事業所外 [社内関係箇所]）の概要



第 27.4 図 所外通信連絡設備（再処理事業所外〔社外関係箇所〕）の概要（その 1）



第 27.5 図 所外通信連絡設備（再処理事業所外〔社外関係箇所〕）の概要（その 2）
 （統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備）

2.4 所内データ伝送設備及び所外データ伝送設備

緊急時対策建屋のデータ収集装置へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤を設置する。

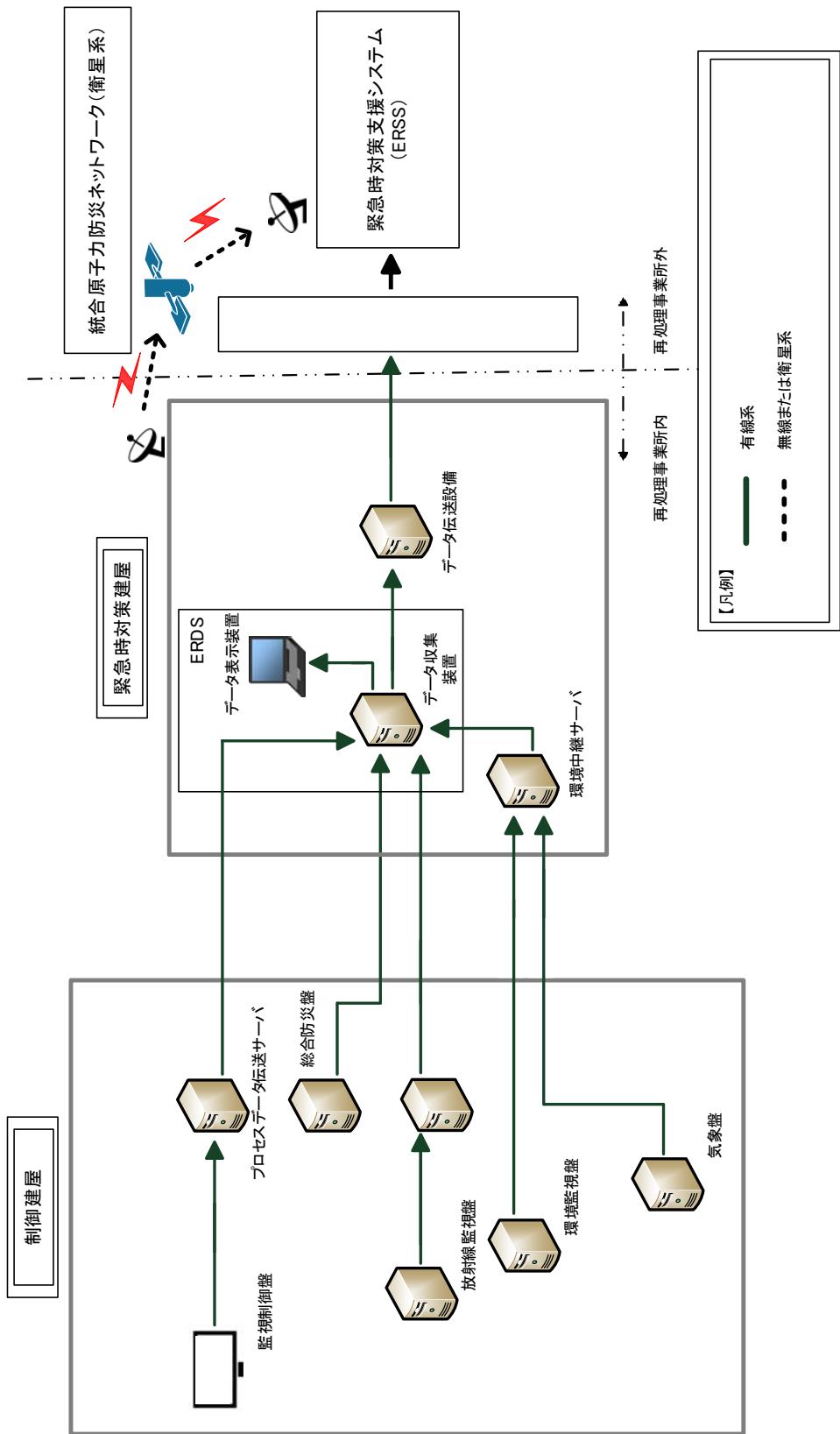
また、再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として、データ伝送設備を設置する。

【補足説明資料2-1, 2-2, 2-3, 2-7, 2-8, 2-14】

所外データ伝送設備は、緊急時対策建屋のデータ収集装置からデータを受信し、緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータ伝送を行うことができ、常時使用できるよう通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線回線及び衛星回線）に接続し、多様性を確保する設計とする。所内データ伝送設備及び所外データ伝送設備の概要を第27. 6図に示す。

所内データ伝送設備における再処理事業所内建屋間の有線回線の構成は、制御建屋と緊急時対策建屋間を直接接続するか、緊急時対策建屋へ所内データ伝送設備を設置する。

所内データ伝送設備及び所外データ伝送設備については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。



第27. 6 図 所内データ伝送設備及び所外データ伝送設備の概要

2.5 多様性を確保した通信回線

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第 27.4 表に記載するとともに、多様性を確保した通信回線の概要を第 27.7 図に示す。

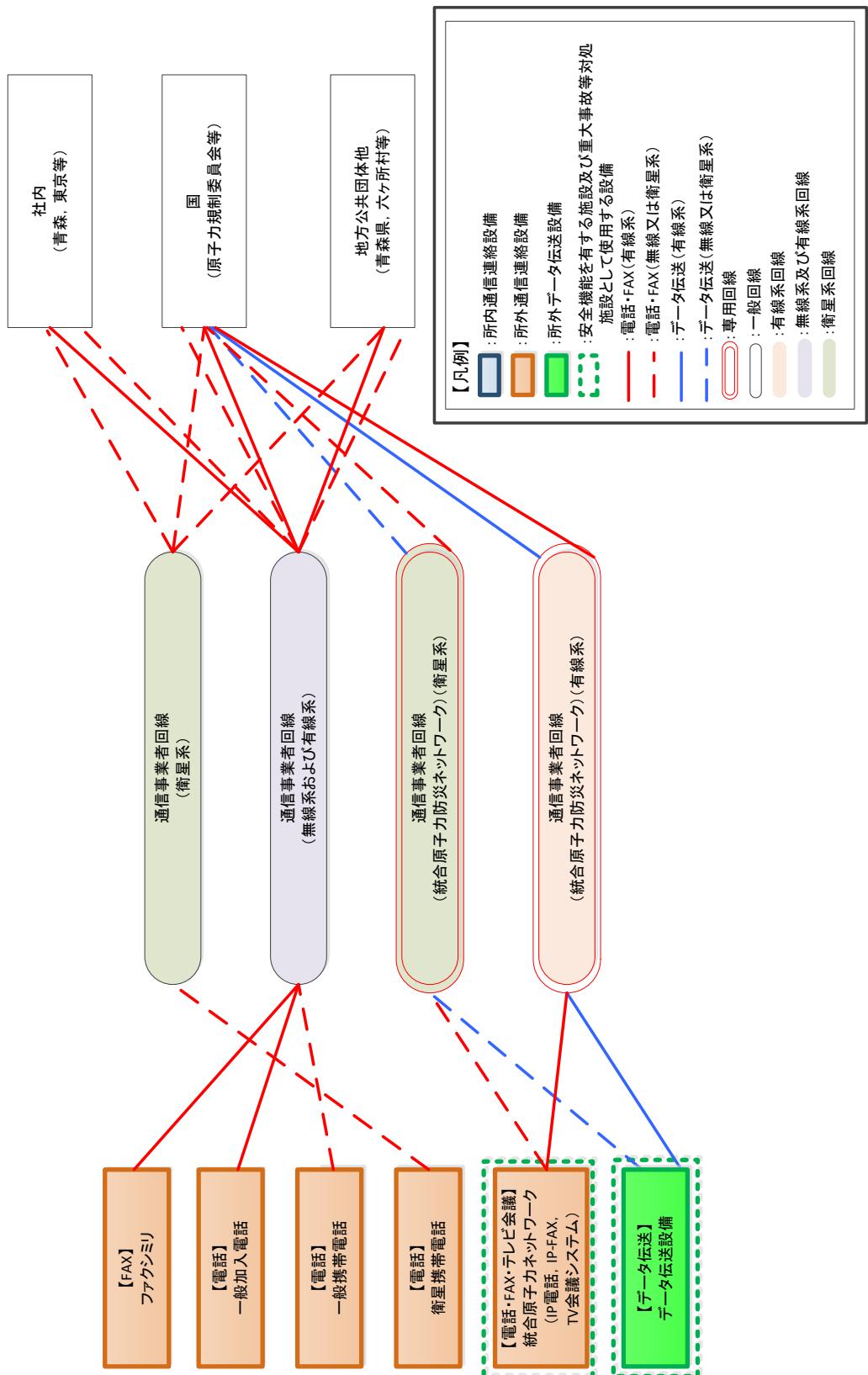
第 27.4 表 多様性を確保した通信回線

通信回線種別	主要設備		機能	専用	通信の制限 ^{*1}
通信事業者回線	一般加入電話		電話	—	○
	ファクシミリ		F A X	—	×
	一般携帯電話		電話	—	×
	衛星携帯電話		電話	—	○
通信事業者回線 (統合原子力防災 ネットワーク)	統合原子力防災 ネットワークに接続する 通信連絡設備	I P 電話	電話	○	◎
		I P - F A X	F A X	○	◎
		T V 会議システム	テレビ会議	○	◎
	データ伝送設備		データ伝送	○	◎

※1：通信の制限とは、輻輳のほか、災害発生時の通信事業者による通信規制を想定

【凡例】・専用 ○：専用回線（帶域専有を含む） —：非専用回線
 ・通信の制限 ◎：制限なし ○：制限のおそれがない ×：制限のおそれがある

【補足説明資料 2-8】



第27.7図 多様性を確保した通信回線の概要

2.6 通信連絡設備の電源設備

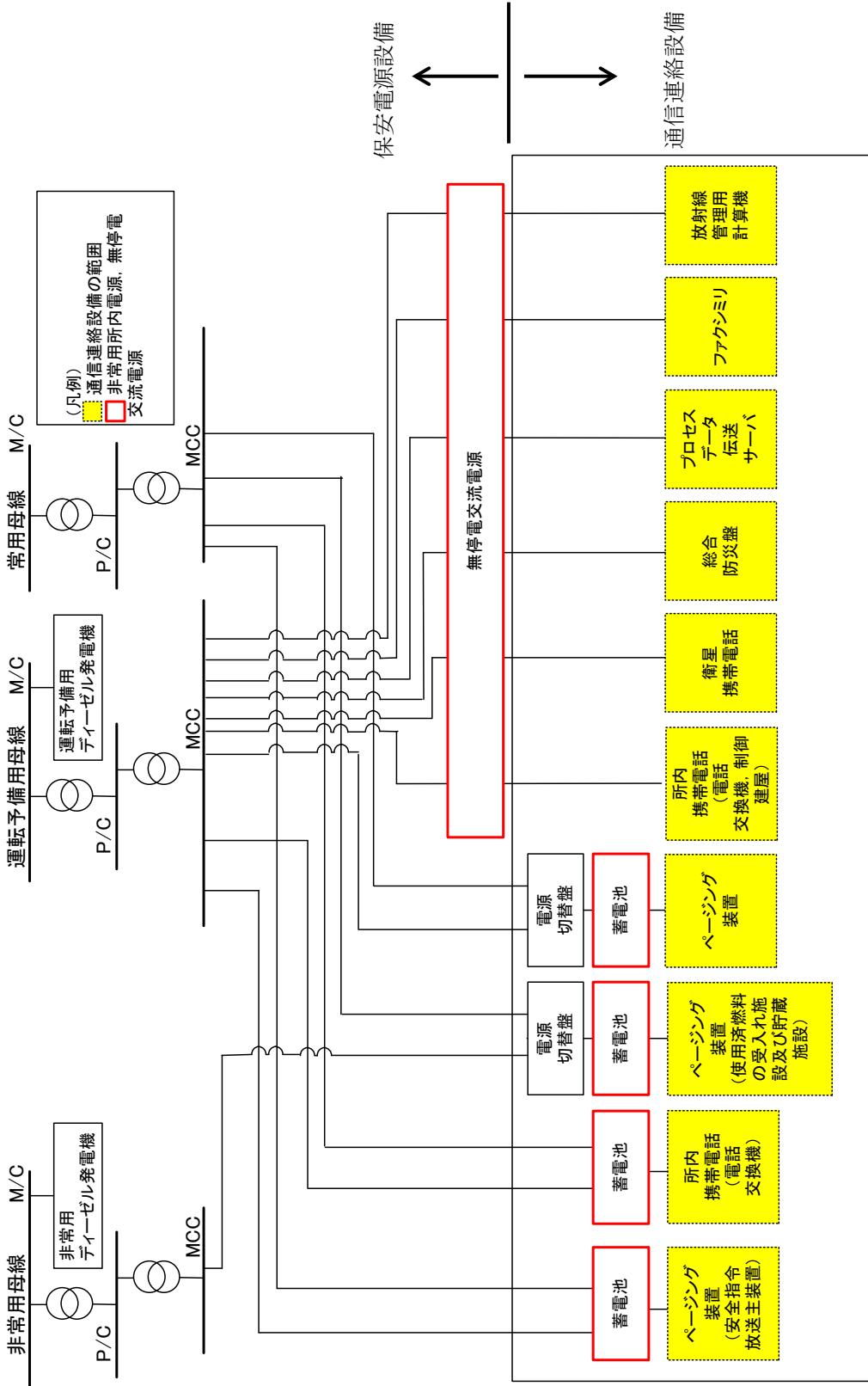
(1) 制御建屋及び各現場建屋

制御建屋及び各現場建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、第1非常用ディーゼル発電機、無停電交流電源又は蓄電池からの給電が可能な設計とする。

制御建屋及び各現場建屋における通信連絡設備の電源構成を第27.8図に示す。

また、通信連絡設備に必要な電源を第27.5表に示す。

【補足説明資料2-13】



第27.8図 制御建屋及び各現場建屋における通信連絡設備の電源構成

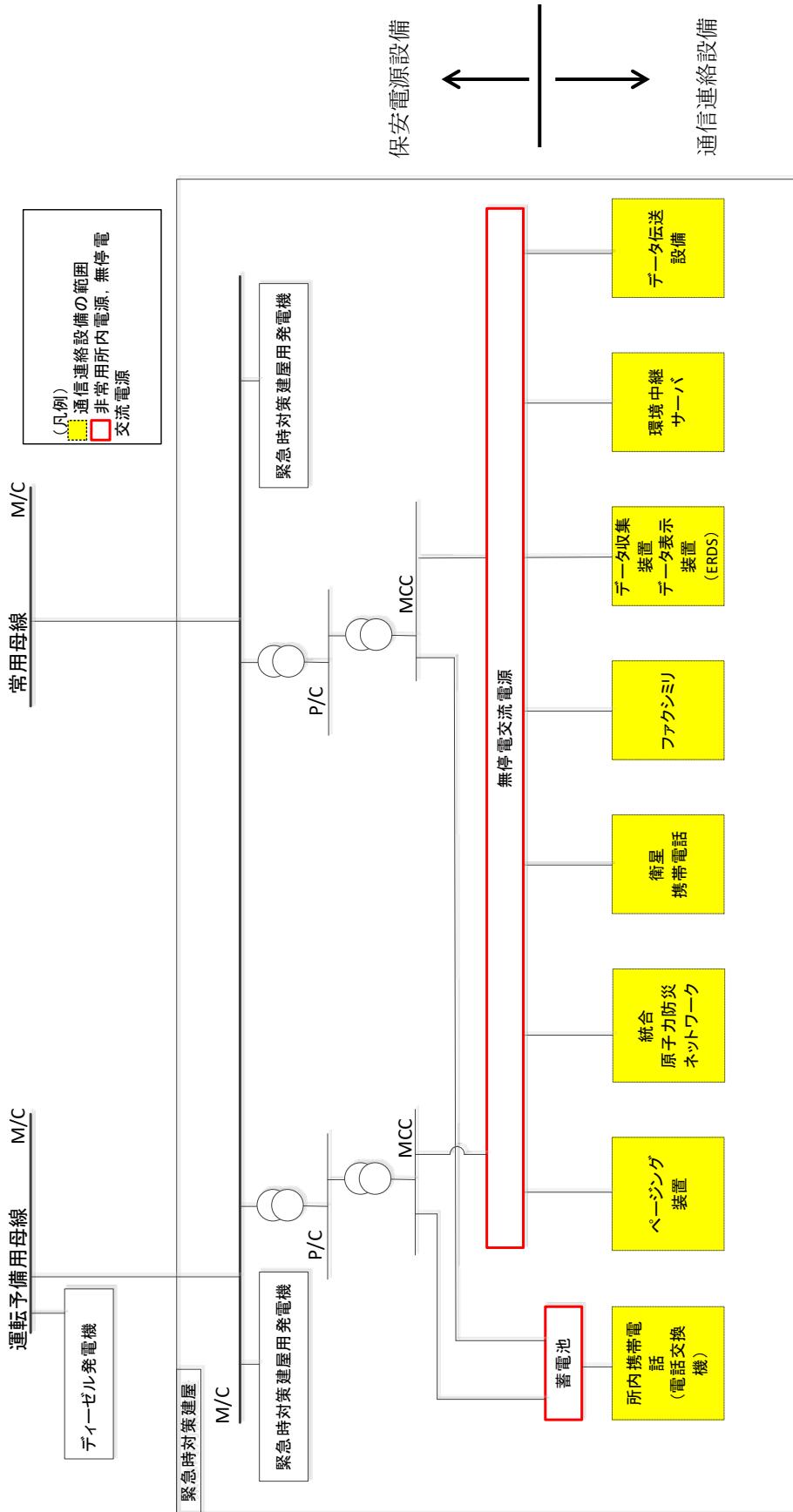
(2) 緊急時対策建屋

緊急時対策建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、無停電交流電源又は蓄電池からの給電が可能な設計とする。

緊急時対策建屋における通信連絡設備の電源構成を第27. 9 図に示す。

また、通信連絡設備に必要な電源を第27. 5 表に示す。

【補足説明資料2-15】



第27.9 図 緊急時対策建屋における通信連絡設備の電源構成

第 27.5 表 通信連絡設備に必要な電源 (1 / 2)

通信種別	主要設備	設置場所	非常時に供給できる電源
警報装置	ペーディング装置	再処理事業所内各所	非常用母線(第1非常用ディーゼル発電機), 無停電交流電源,蓄電池
所内携帯電話	ペーディング装置	再処理事業所内各所	非常用母線(第1非常用ディーゼル発電機), 無停電交流電源,蓄電池
専用回線電話		再処理事業所内各所	蓄電池,充電池
一般加入電話		制御建屋,緊急時対策建屋, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	充電池
フックスミリ		制御建屋,緊急時対策建屋 れ・貯蔵建屋	通信事業者回線から給電
プロセステータ伝送サーバ		制御建屋,緊急時対策建屋	無停電交流電源
所内データ伝送設備	放射線管理用計算機 環境中継サーバ	制御建屋 緊急時対策建屋	無停電交流電源 無停電交流電源
	総合防災盤	制御建屋	無停電交流電源

第27.5表 通信連絡設備に必要な電源 (2/2)

通信種別	主要設備	設置場所	非常時に供給できる電源
所外通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークIP電話	緊急時対策建屋	無停電交流電源
	統合原子力防災ネットワークIP-FAX	緊急時対策建屋	無停電交流電源
	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	緊急時対策建屋	無停電交流電源
	一般加入電話	制御建屋, <u>使用済燃料受入</u> れ・貯蔵建屋	通信事業者回線から給電
	一般携帯電話	緊急時対策建屋	充電池
	衛星携帯電話	制御建屋, 緊急時対策建屋	無停電交流電源
	ファクシミリ	制御建屋, 緊急時対策建屋	無停電交流電源
所外データ伝送設備	データ伝送設備	緊急時対策建屋	無停電交流電源

2 章 補足說明資料

第27条：通信連絡設備

注)10/11付で提出した資料は8月付で提出した資料と同一のものであるが、資料No.を変更したことからRev.0とした。

資料No.	名称	提出日 Rev	備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
補足説明資料2-1	通信連絡設備の一覧	3/13 3	別紙1 通信連絡設備の一覧
補足説明資料2-2	機能ごとに必要な通信連絡設備	3/13 3	別紙2 機能ごとに必要な通信連絡設備
補足説明資料2-3	主要な通信連絡設備の配置について	4/13 4	別紙6 主要な通信連絡設備の配置について
補足説明資料2-4	現場退避指示について	12/23 2	別紙8 現場退避指示について
補足説明資料2-5	運用、手順説明資料	12/23 2	別添1 運用、手順説明資料
補足説明資料2-6	加入電話設備(加入電話及び加入FAX)の構成について	12/23 1	別紙3 加入電話設備(加入電話及び加入FAX)の構成について
補足説明資料2-7	ERDSのデータ伝送概要と伝送パラメータ	3/13 4	別紙4 ERDSのデータ伝送概要と伝送パラメータ
補足説明資料2-8	多様性を確保した通信回線の容量について	3/13 2	別紙5 多様性を確保した通信回線の容量について
補足説明資料2-9	通信連絡設備の設計基本方針及び概要		
補足説明資料2-10	所内通信連絡設備の多様性		
補足説明資料2-11	通信連絡設備の電源		
補足説明資料2-12	所外通信連絡設備の多様性		
補足説明資料2-13	蓄電池の容量の妥当性について	3/13 1	
補足説明資料2-14	過去のプラントパラメータ閲覧について	3/13 1	
補足説明資料2-15	緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について	3/13 1	

令和2年3月13日 R3

補足説明資料2-1（27条）

通信連絡設備の一覧

再処理事業所内及び再処理事業所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を第1-1表～第1-4表に示す。また、主な機器の配置を第1-1図～第1-5図に示す。

保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう必要に応じて予備品を配備する。

配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じ適宜改善を図ることとする。

第1－1表 所内通信連絡設備一覧（1／3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
主装置	16台 ・制御建屋 : 1台 ・緊急時対策建屋 : 1台 ・前処理建屋他 : 14台		○	
ページング装置	2台 マイク操作器 ・緊急時対策建屋 : 1台 ・制御建屋 : 1台		○	

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。
※写真についてはサンプル含む。

・ページング装置は、警報装置の機能を含む。

■については、商業機密の観点から公開できません。

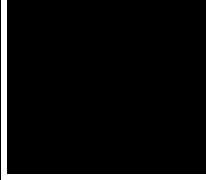
第1－1表 所内通信連絡設備一覧（2／3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
電話交換機	3台 ・制御建屋：1台 台 ・ユーティリティ建屋：1台 台 ・低レベル廃棄物処理建屋 ：1台	○		
所内携帯電話	約5000台 ・再処理事業部員 ：約2500台 ・協力会社員 ：約2500台	○		

- ・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。
- ※写真についてはサンプル含む。

■については、商業機密の観点から公開できません。

第1－1表 所内通信連絡設備一覧（3／3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
専用回線電話	4台 ・緊急時対策建屋：2台 ・制御建屋：1台 ・使用済燃料受入れ・施設建屋：1台		○	
一般加入電話	2台 ・制御建屋：1台 ・使用済燃料の受入れ・貯蔵建屋：1台		○	
ファクシミリ	2台 ・制御建屋：1台 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋：1台		○	

- ・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

※写真についてはサンプル含む。

■については、商業機密の観点から公開できません。

第1－2表 所内データ伝送設備一覧（1／2）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
プロセスデータ伝送サーバ	・制御建屋：1台	○		
放射線管理用計算機	・制御建屋：1台	○		

- ・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。
- ※写真についてはサンプル含む。

第1－2表 所内データ伝送設備一覧（2／2）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
環境中継サーバ	・緊急時対策建屋：1台	○		
総合防災盤	・制御建屋：1台		○	

- ・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。
- ※写真についてはサンプル含む。

第1－3表 所外通信連絡設備（1／3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
統合原子力防災ネットワー ク IP電話	・緊急時対策建屋：1台		○	
統合原子力防災ネットワー ク IP-FAX	・緊急時対策建屋：1台		○	
統合原子力防災ネットワー ク TV会議システム	・緊急時対策建屋：1台		○	

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

※写真についてはサンプル含む。

■については、商業機密の観点から公開できません。

第1－3表 所外通信連絡設備（2／3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
一般加入電話	6台 ・制御建屋：1台 ・緊急時対策建屋：5台		○	
一般携帯電話	2台 ・緊急時対策建屋：2台		○	
衛星携帯電話	24台 ・緊急時対策建屋：20台 ・制御建屋：4台		○	

- ・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

*写真についてはサンプル含む。

■については、商業機密の観点から公開できません。

第1－3表 所外通信連絡設備（3／3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
ファクシミリ	2台 • 制御建屋：1台 • 緊急時対策建屋：1台	○		

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

※写真についてはサンプル含む。

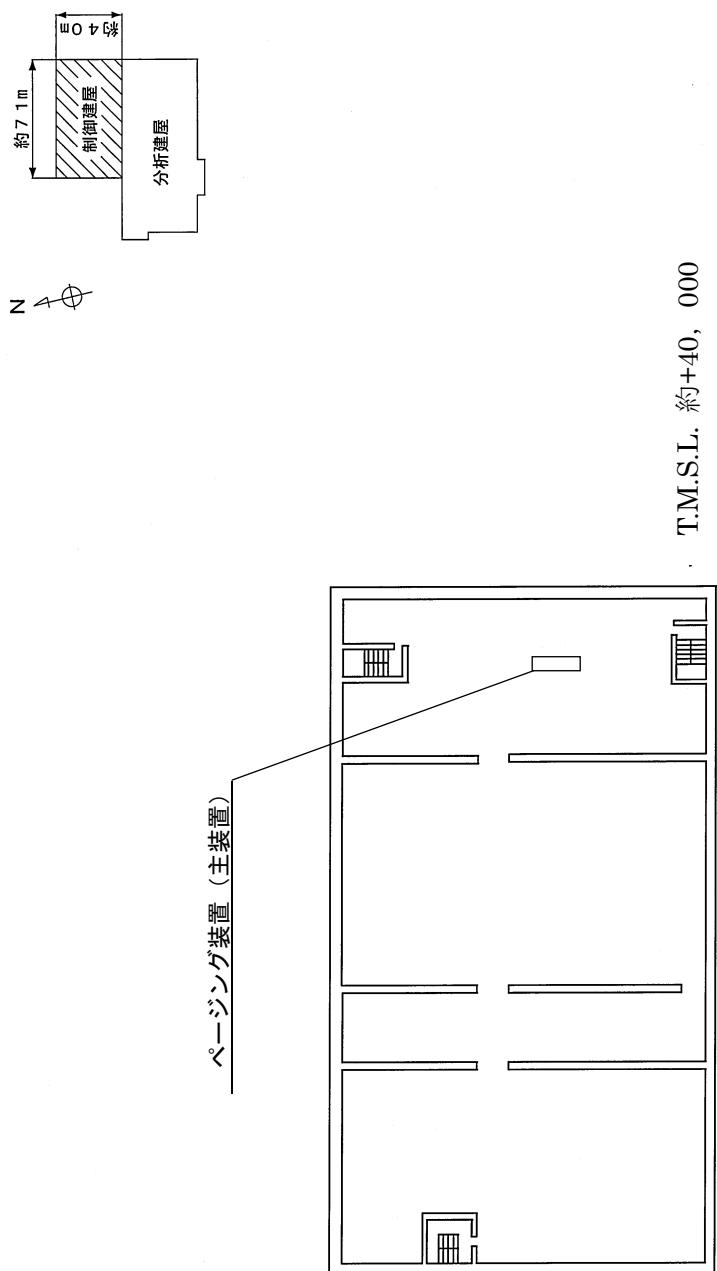
第1－4表 所外データ伝送設備（1／1）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
データ伝送設備	• 緊急時対策建屋：1台	○		[REDACTED]

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

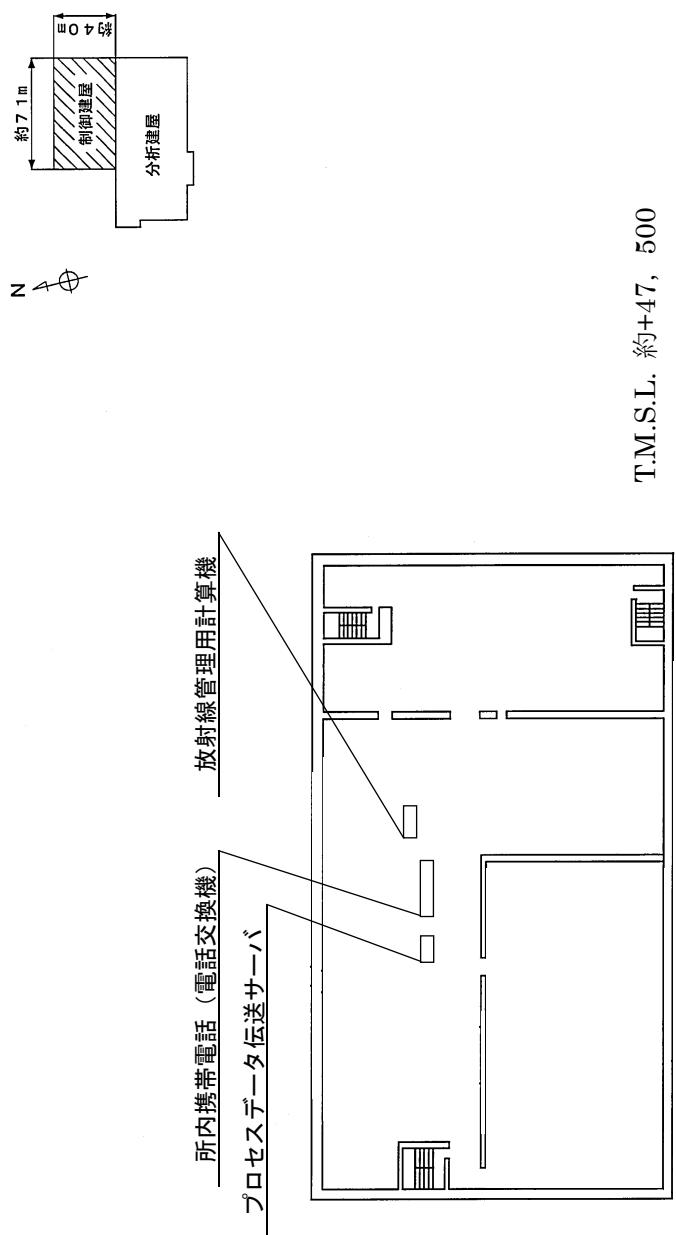
※写真についてはサンプル含む。

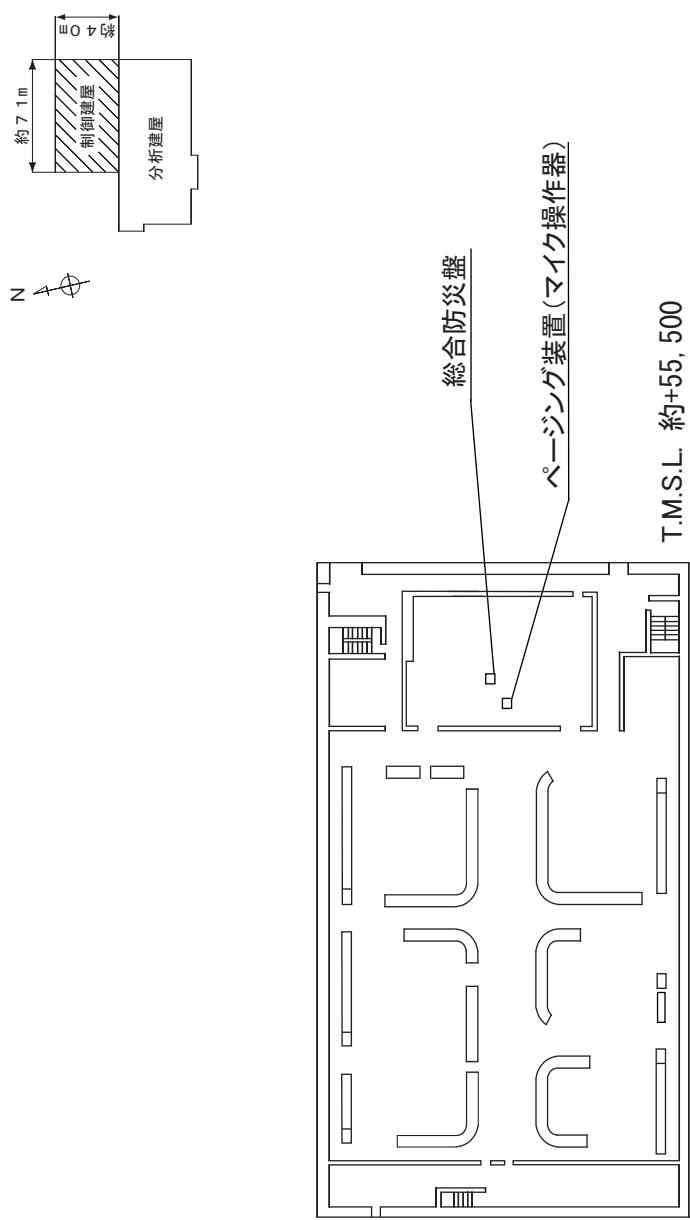
[REDACTED]については、商業機密の観点から公開できません。



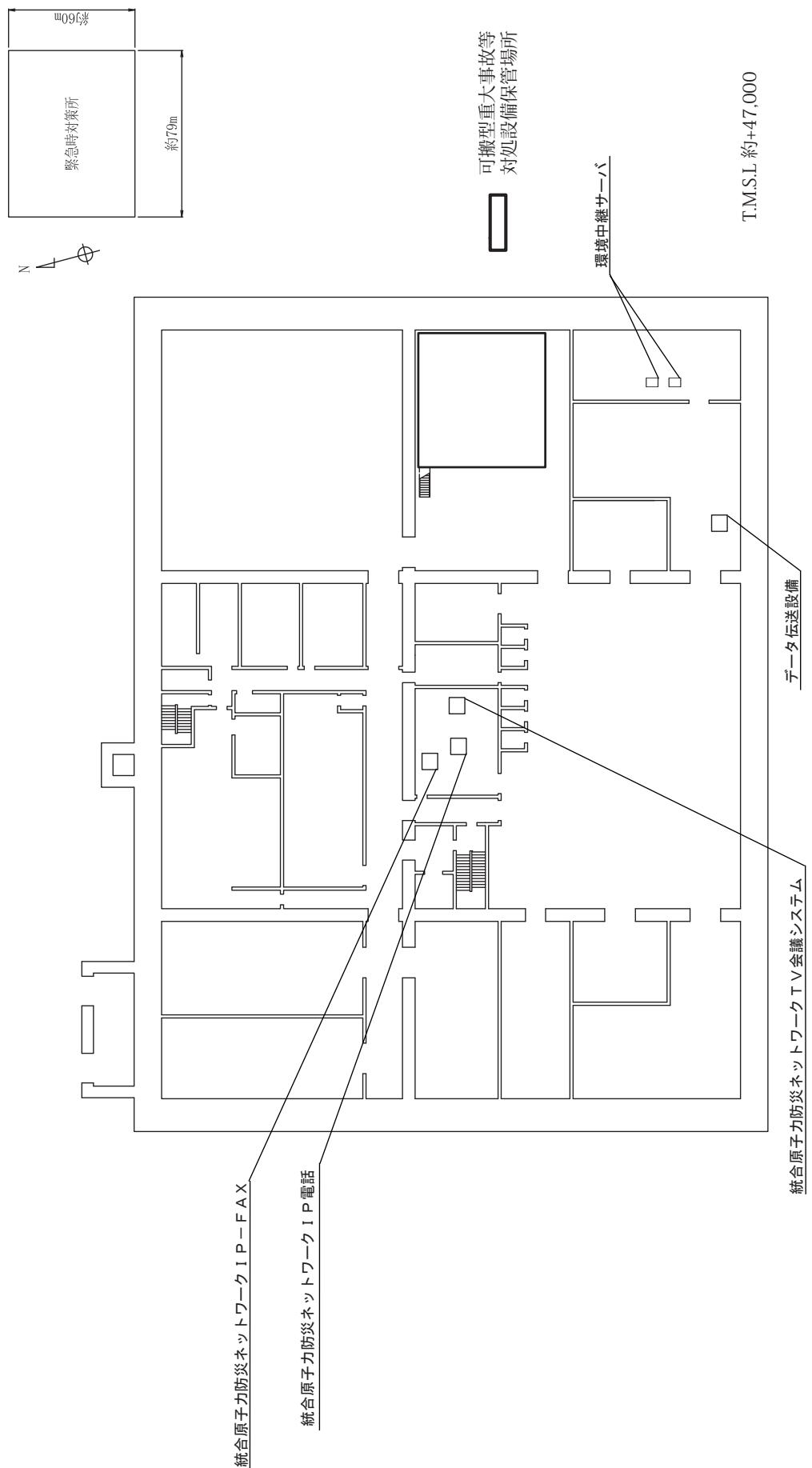
第1-1図 通信連絡設備配置概要図（御建屋地下2階）

第1-2 図 通信連絡設備機器配置概要図（制御建屋地下1階）



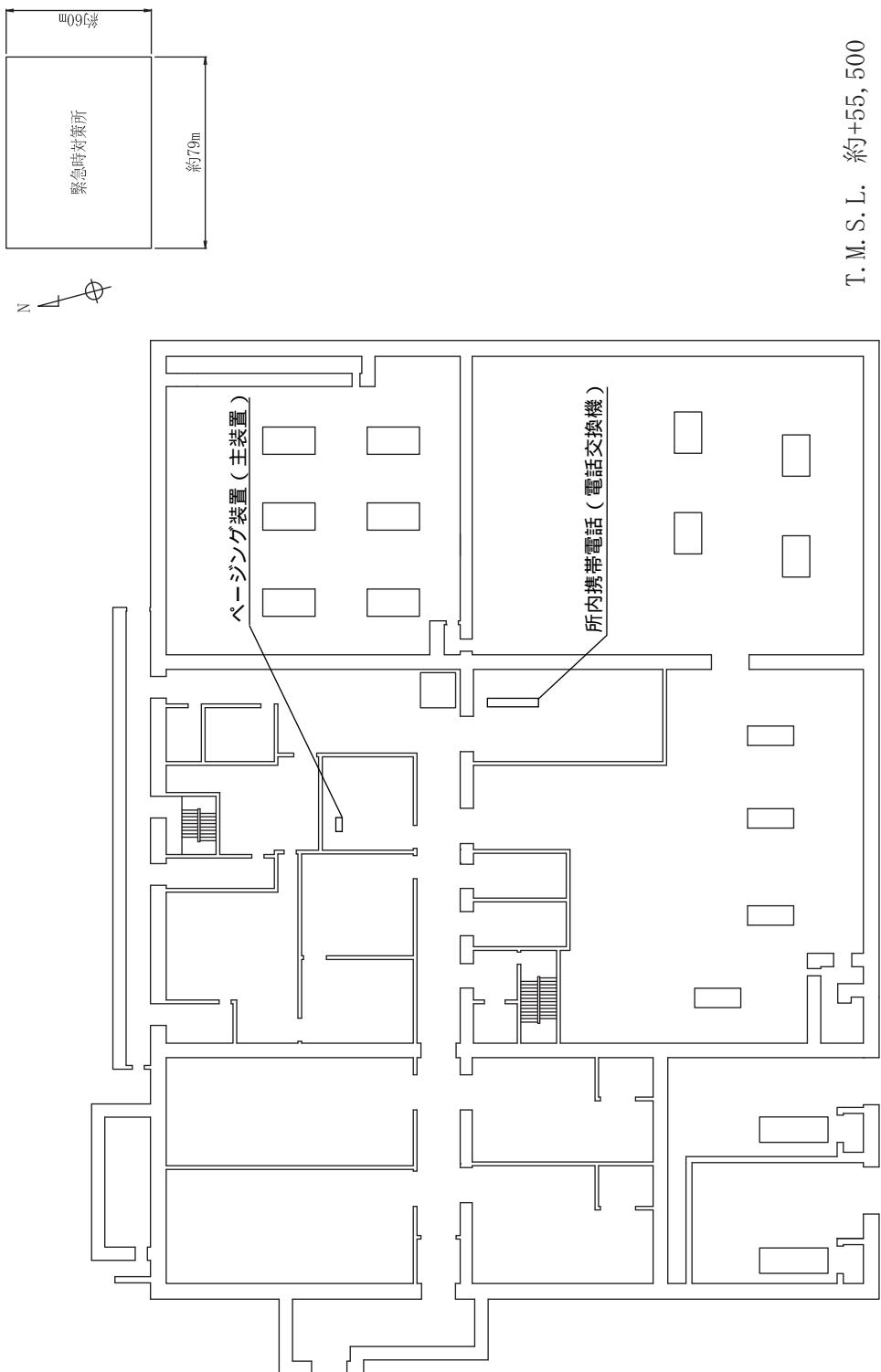


第1-3図 通信連絡設備機器配置概要図（制御室地上1階）



第1-4図 通信連絡設備機器配置概要図（緊急時対策建屋 地下1階）

第1-5図 通信連絡設備機器配置概要図（緊急時対策建屋地上1階）



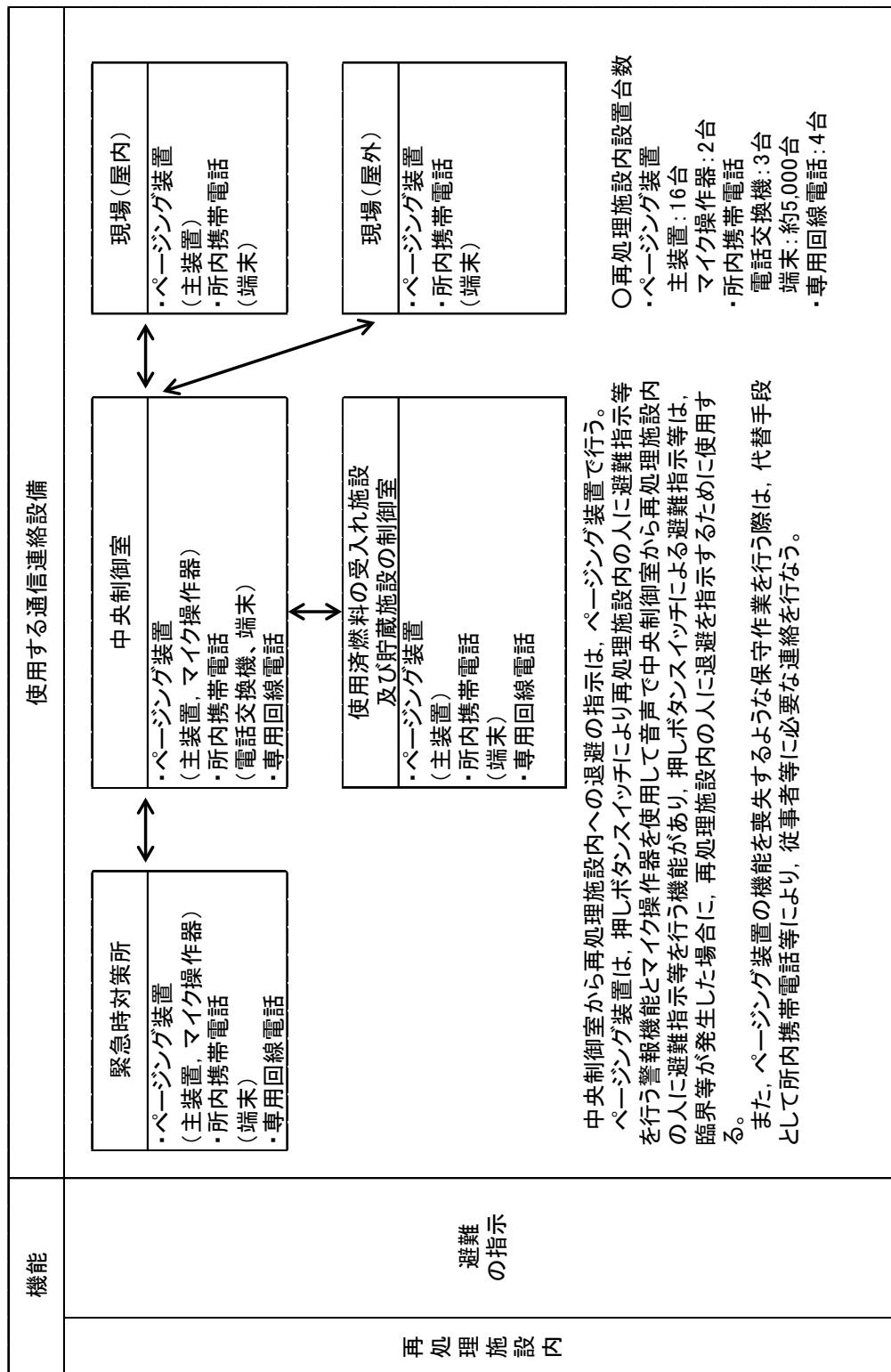
令和2年3月13日 R3

補足説明資料2-2（27条）

機能ごとに必要な通信連絡設備

再処理事業所内における「退避の指示」、「操作・作業の指示」及び再処理事業所外への「連絡・通報等」に必要な通信連絡の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統図を第2-1図、第2-2図及び第2-3図に示す。

通信連絡設備は、使用する要員、連絡先（地方公共団体、その他関係機関等）に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できるよう必要な台数を整備する。

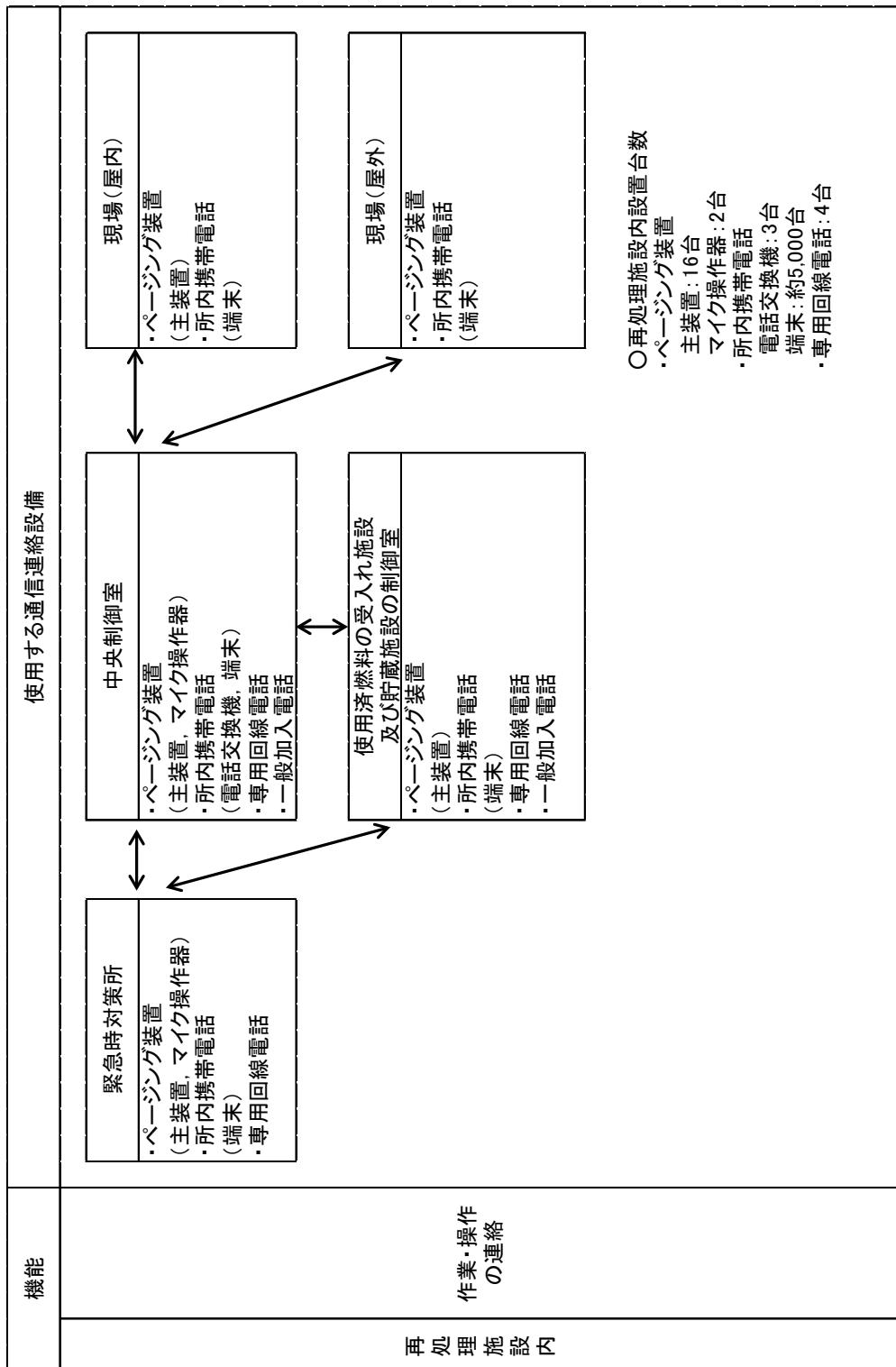


中央制御室から再処理施設内への退避の指示は、ページング装置で行う。
 ページング装置は、押しボタンスイッチにより再処理施設内の人間に避難指示等を行う警報機能とマイク操作器を使用して音声で中央制御室から再処理施設内の人間に避難指示等を行う機能があり、押しボタンスイッチによる避難指示等は、臨界等が発生した場合に、再処理施設内的人に退避を指示するために使用する。
 また、ページング装置の機能を喪失するような保守作業を行う際は、代替手段として所内携帯電話等により、従事者等に必要な連絡を行なう。

- 再処理施設内設置台数
- ・ページング装置
- 主装置：16台
- マイク操作器：2台
- ・所内携帯電話
- 端末：約5,000台
- ・専用回線電話：4台

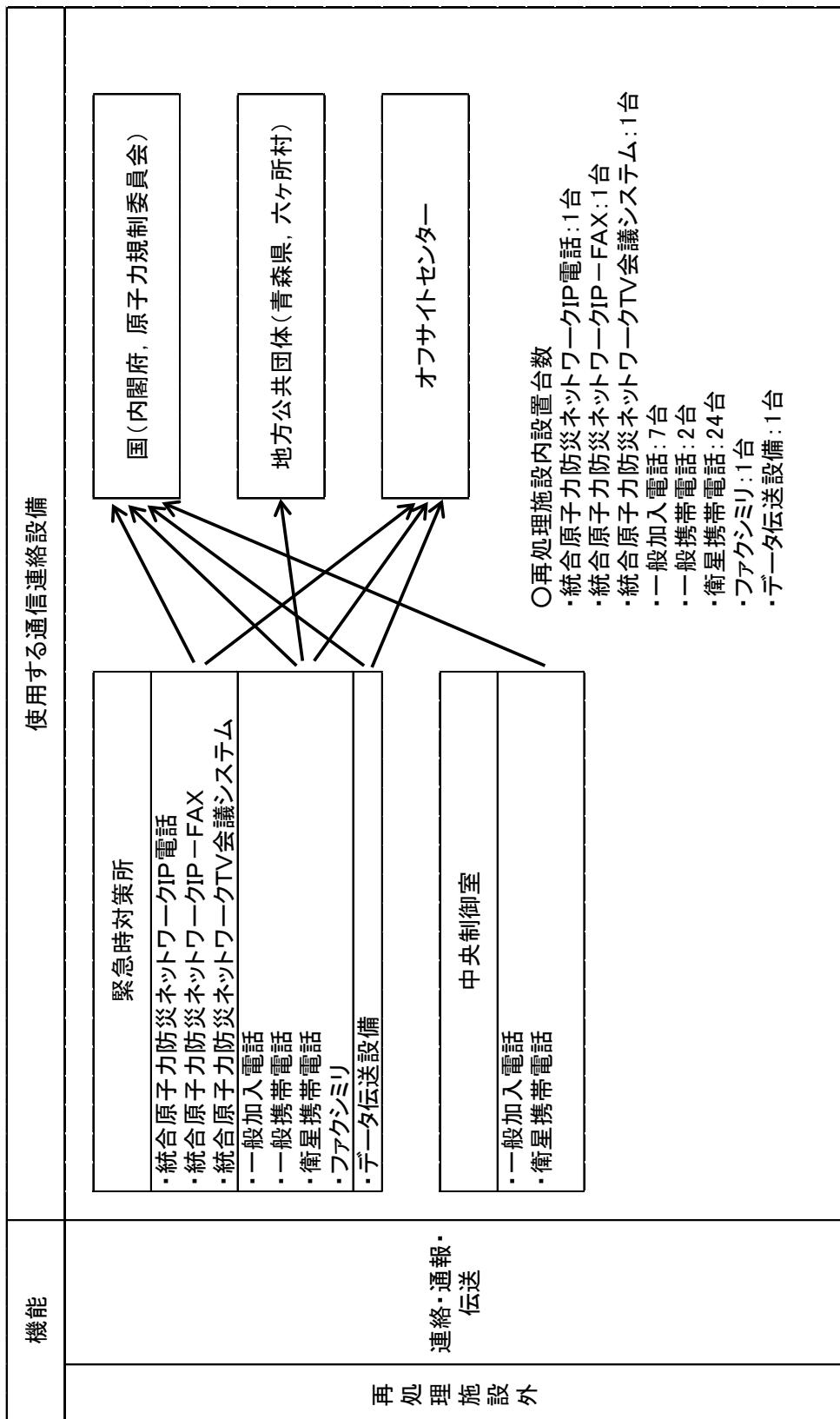
※台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

第2－1図 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図



※台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行いう可能性がある。

第2－2図 「作業・操作」の連絡における通信連絡設備の指揮系統図



*台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行ふ可能性がある。

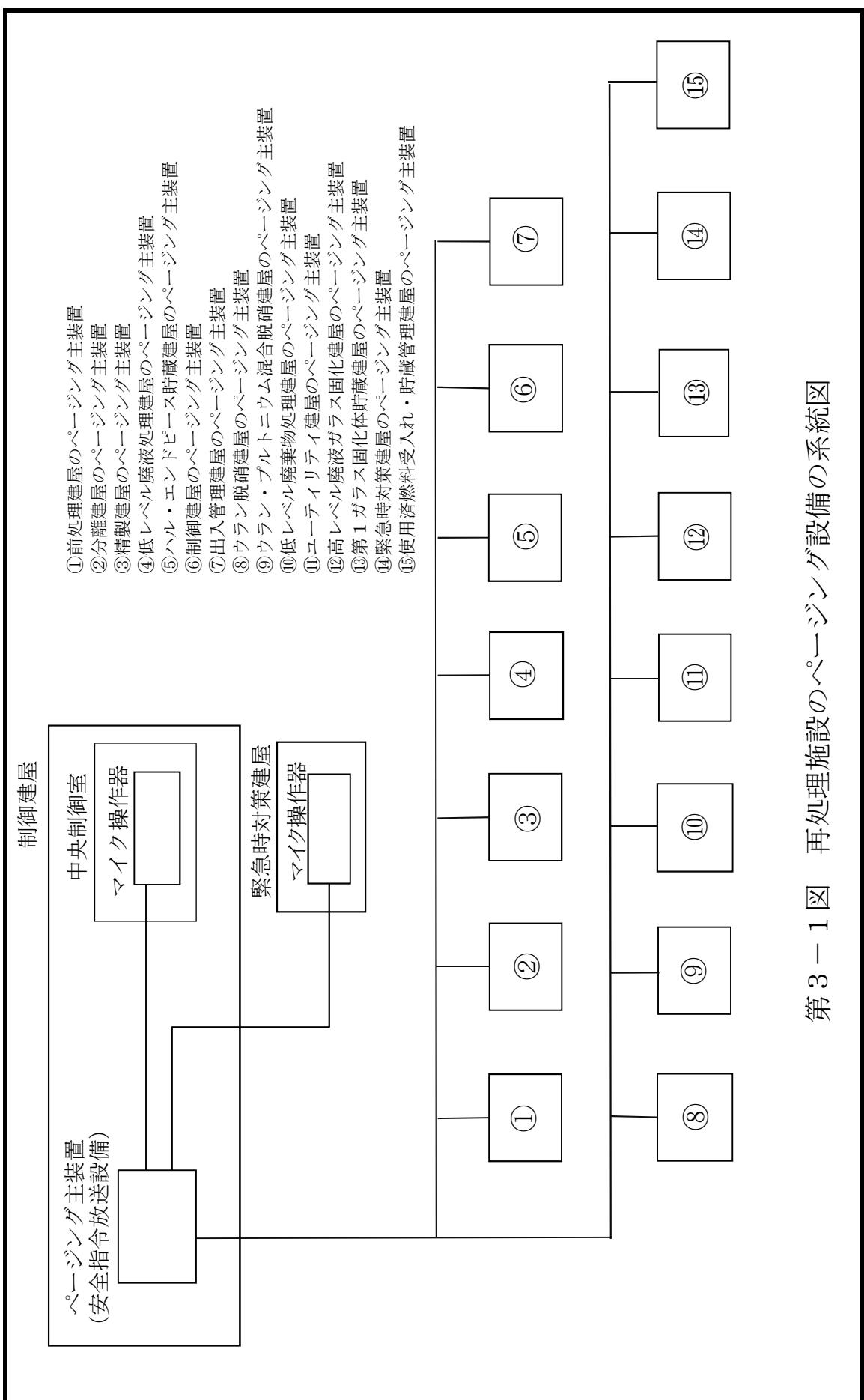
第2-3図 「連絡・通報・伝送」における通信連絡の指揮系統図

令和2年4月13日 R4

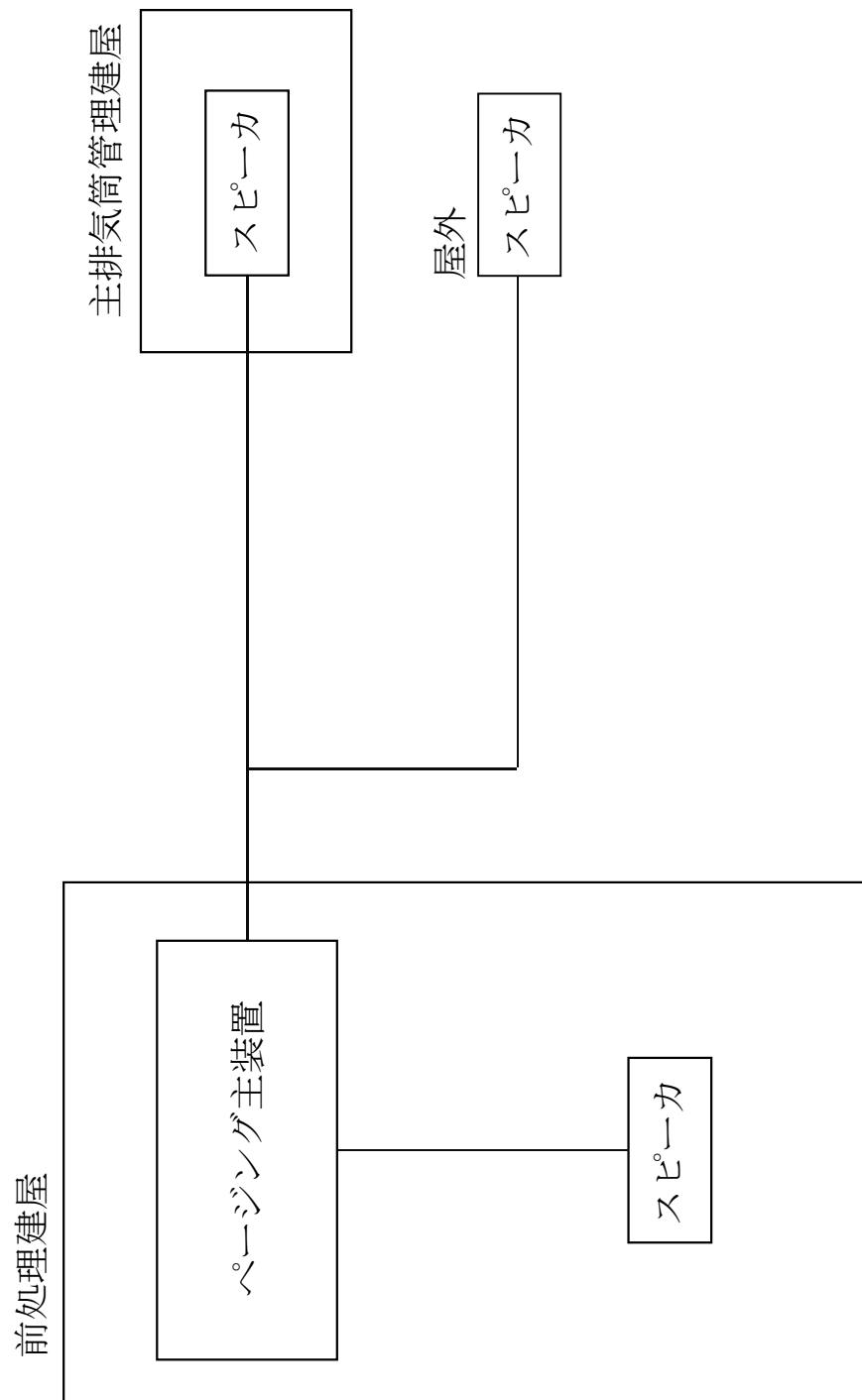
補足説明資料2-3（27条）

主要な通信連絡設備の配置について

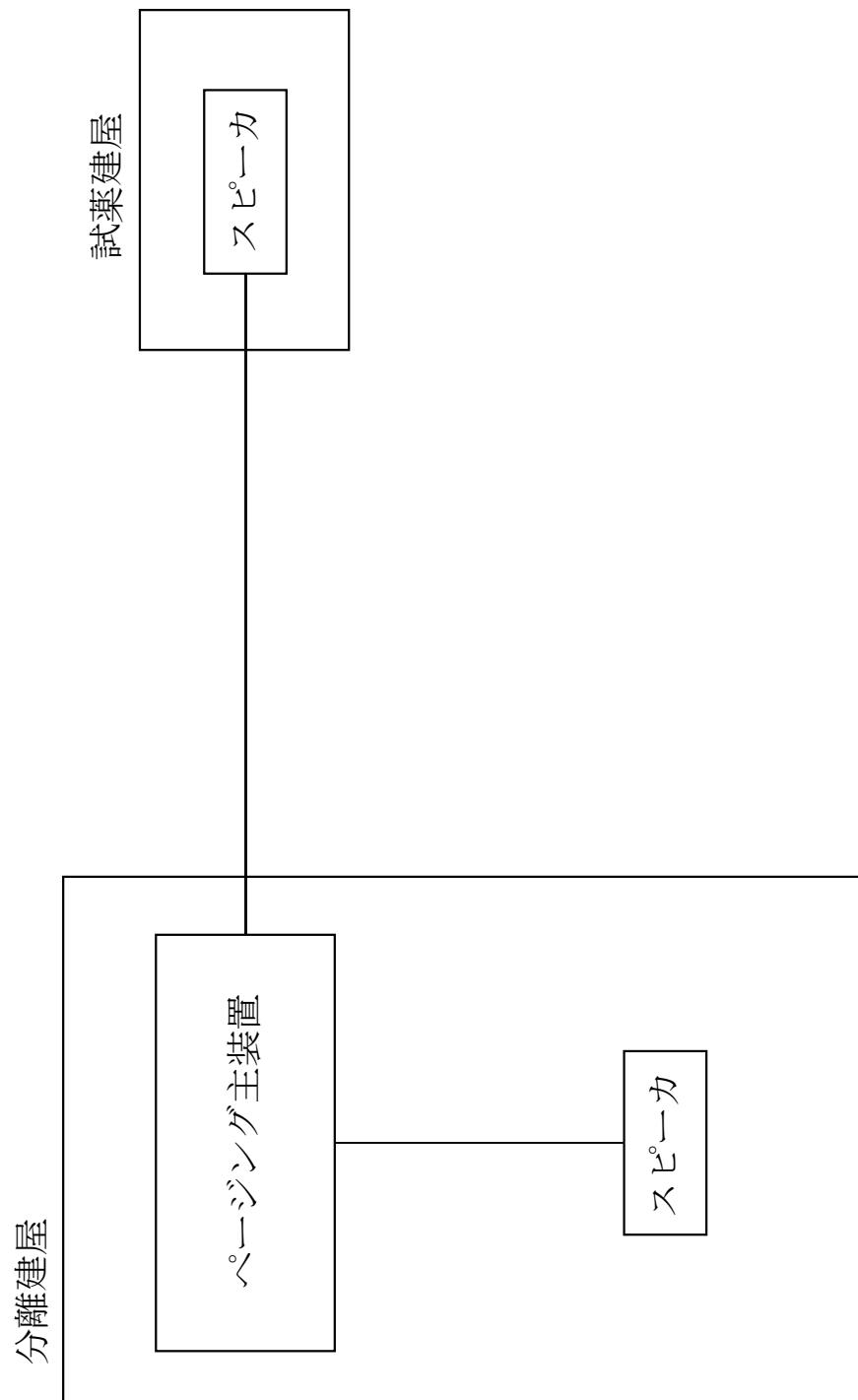
主要な通信連絡設備の系統図について、第3-1図から第3-24図に示す。



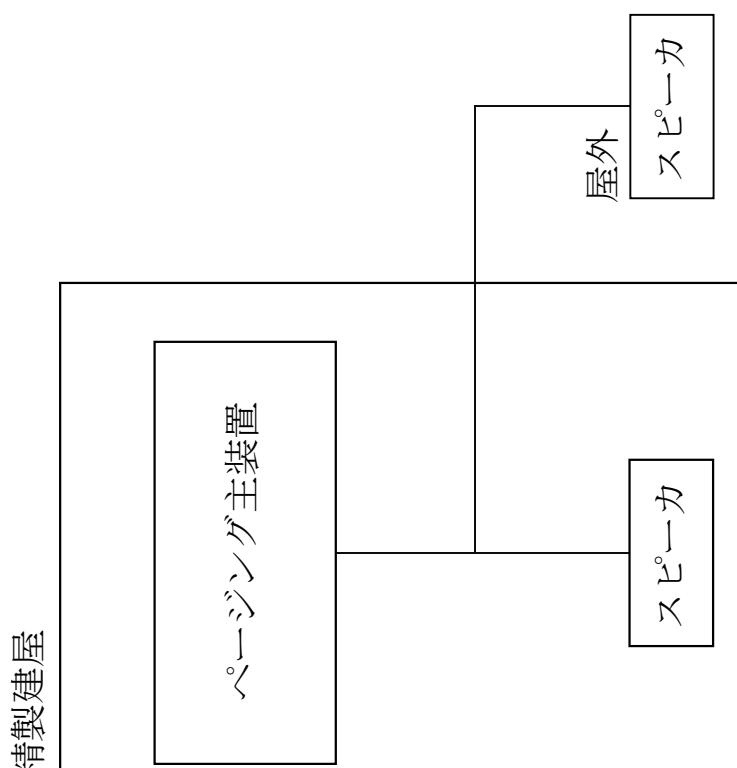
第3－1図 再処理施設のページティング設備の系統図



第3－2図 前処理建屋のページング設備の系統図



第3－3図 分離建屋のペーパージング設備の系統図



第3-4図 精製建屋のペーパージング設備の系統図

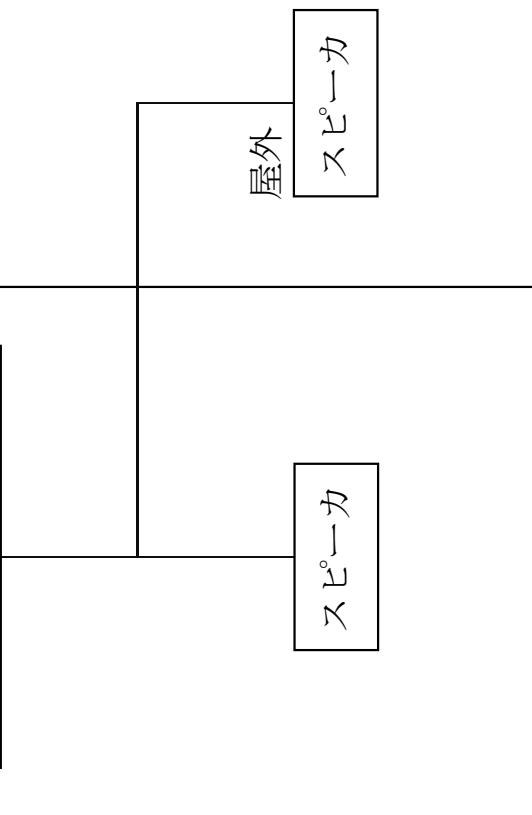
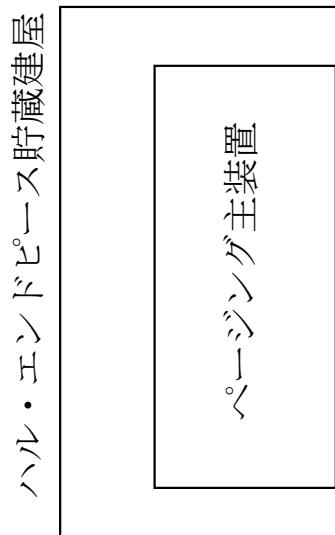
低レベル廃液処理建屋

ペーペー
ジング主装置

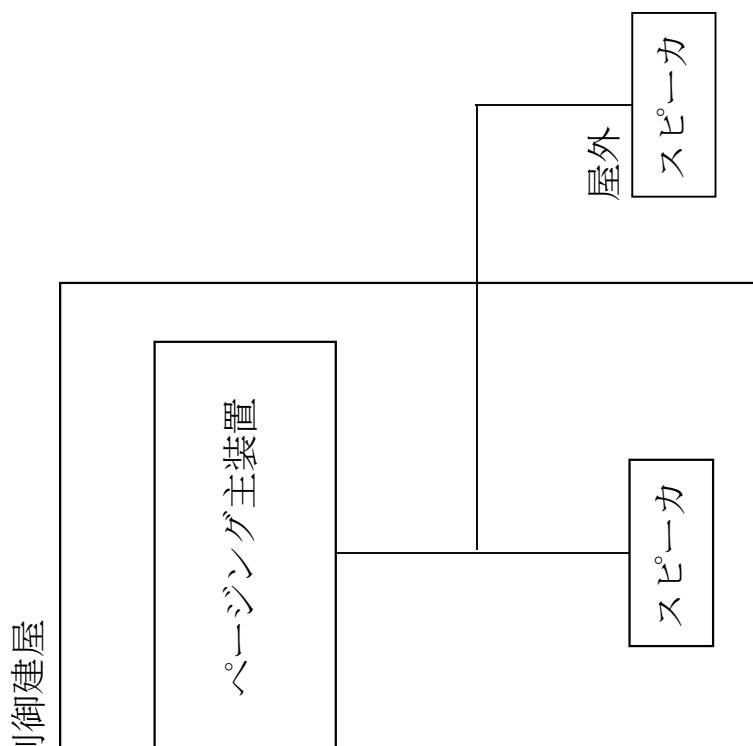
スピーカ

第3—5図 低レベル廃液処理建屋のページング設備の系統図

ハル・エンドピース貯蔵建屋

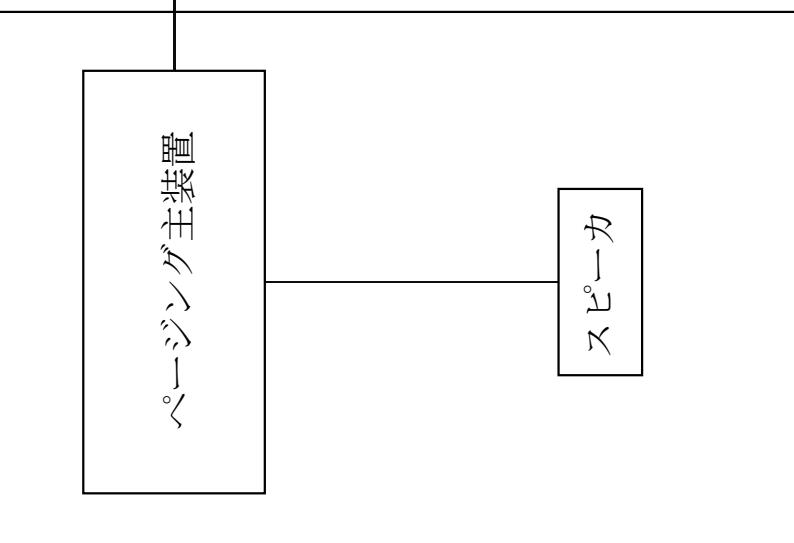


第3-6図 ハル・エンドピース貯蔵建屋のページング設備の系統図

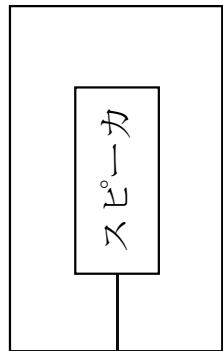


第3－7図 制御建屋のページング設備の系統図

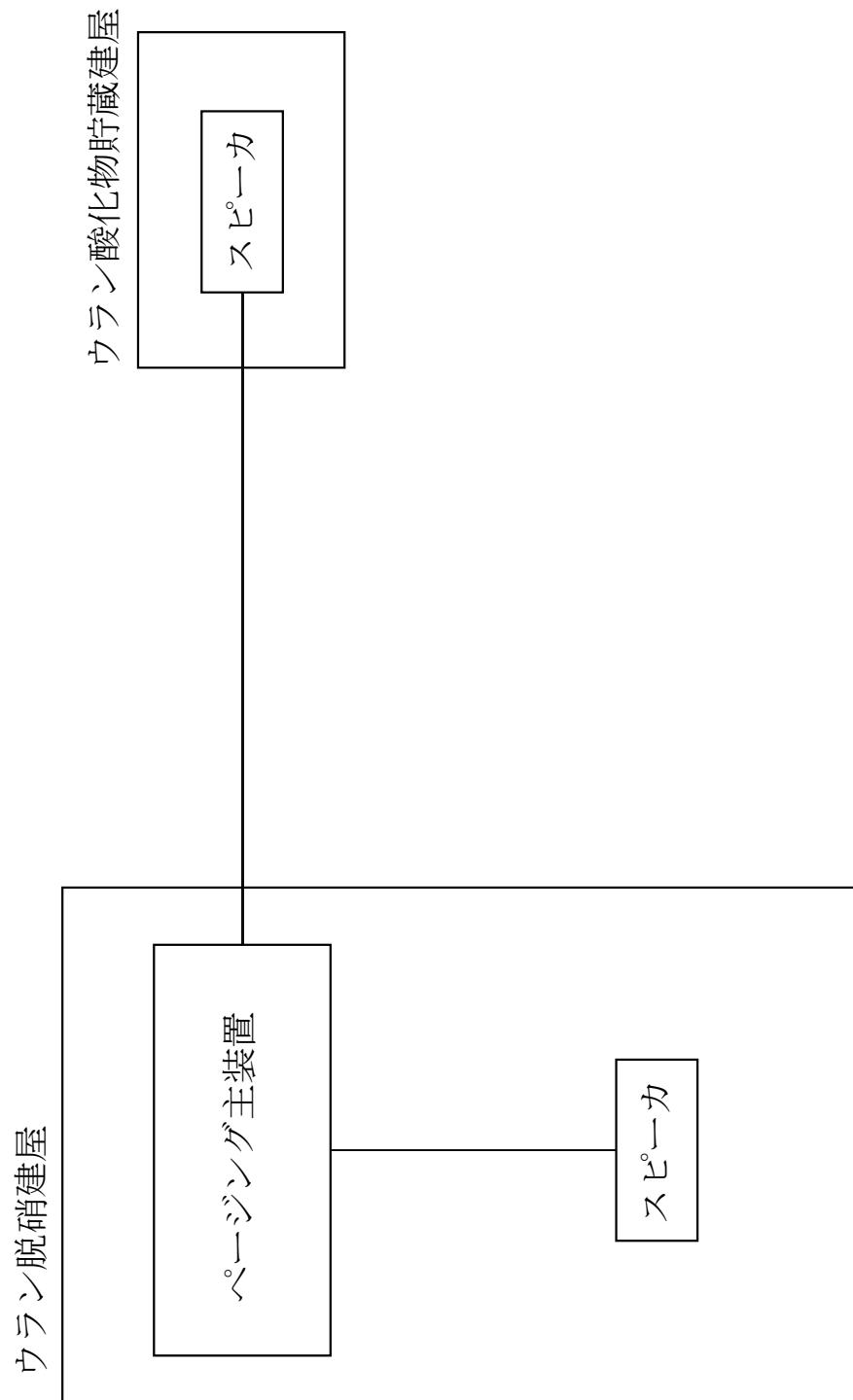
出入管理建屋



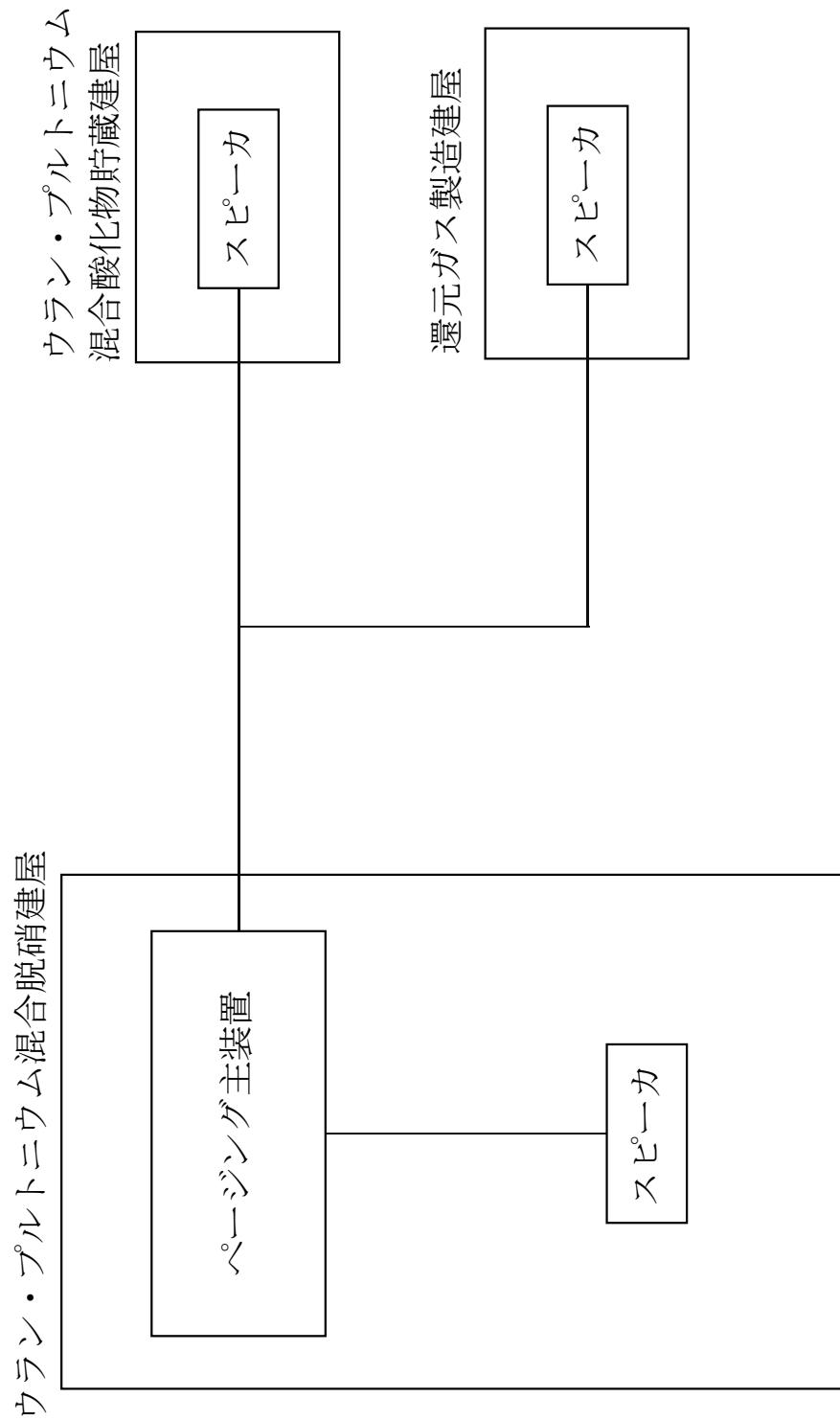
分析建屋



第3－8図 出入管理建屋のページング設備の系統図



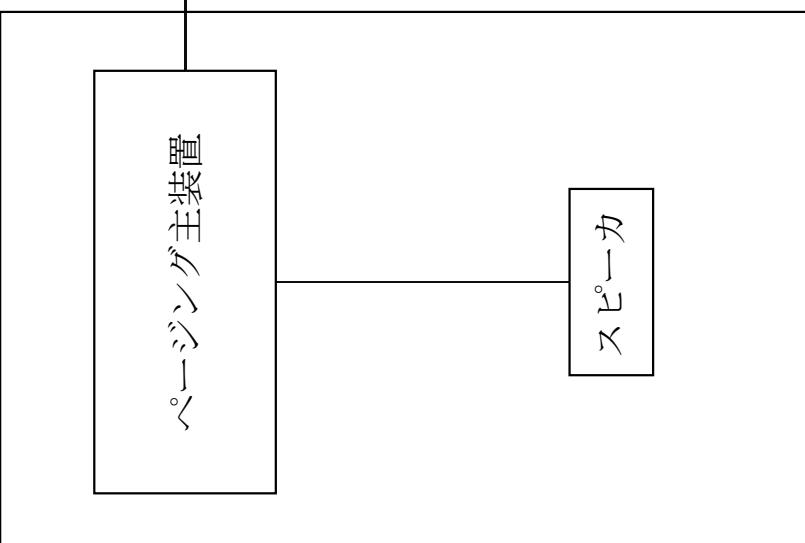
第3-9図 ウラン脱硝建屋のページング設備の系統図



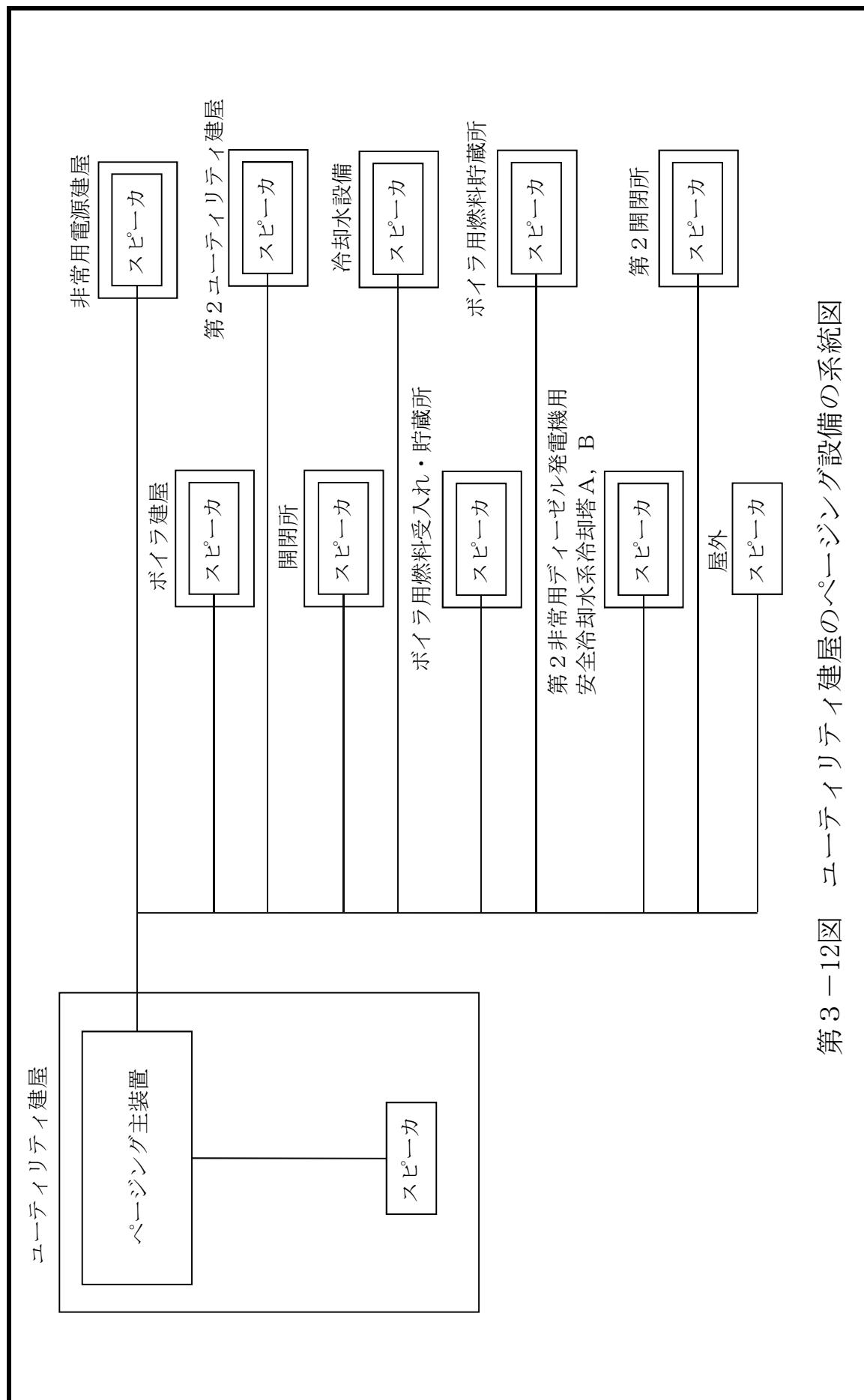
第3-10図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のページング設備の系統図

低レベル廃棄物処理建屋

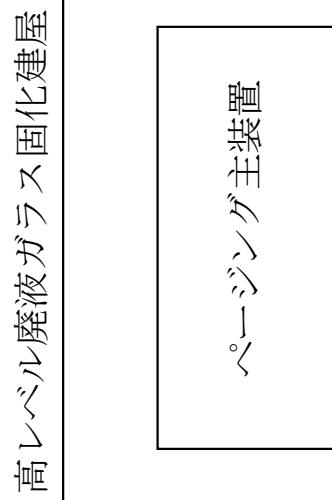
第2低レベル廃棄物貯蔵建屋



第3-11図 低レベル廃棄物処理建屋のベーシング設備の系統図

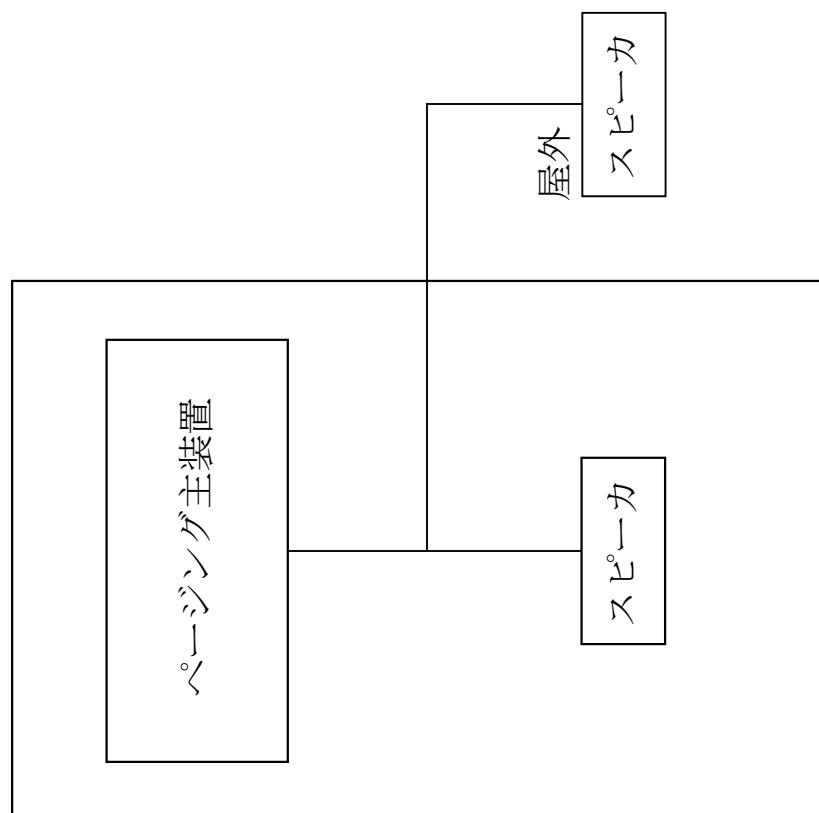


第3-12図 ユーティリティ建屋のページング設備の系統図



第3-13図 高レベル廃液ガラス固化建屋のページング設備の系統図

第1ガラス固化体貯蔵建屋



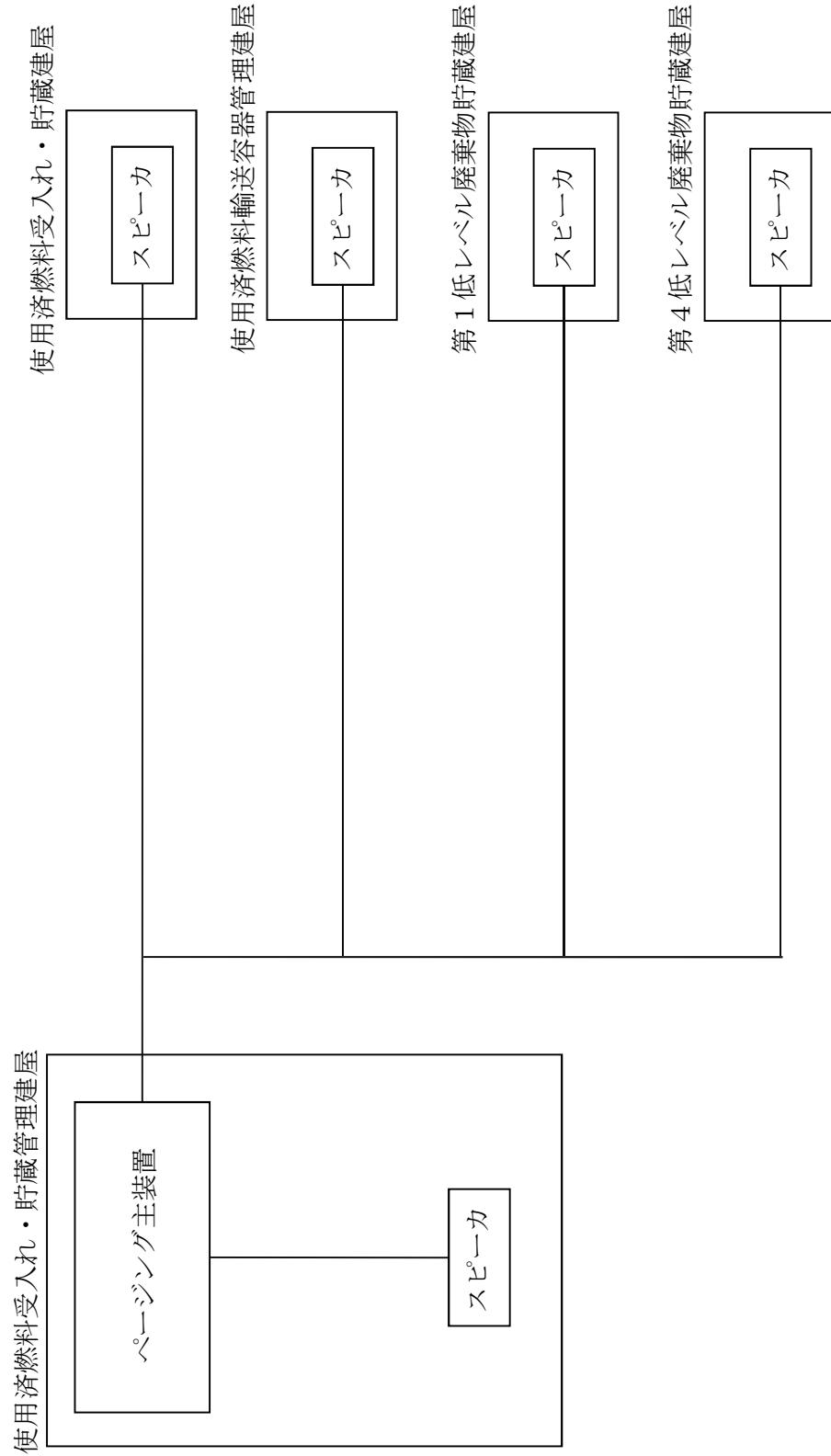
第3-14図 第1ガラス固化体貯蔵建屋のページング設備の系統図

緊急時対策建屋

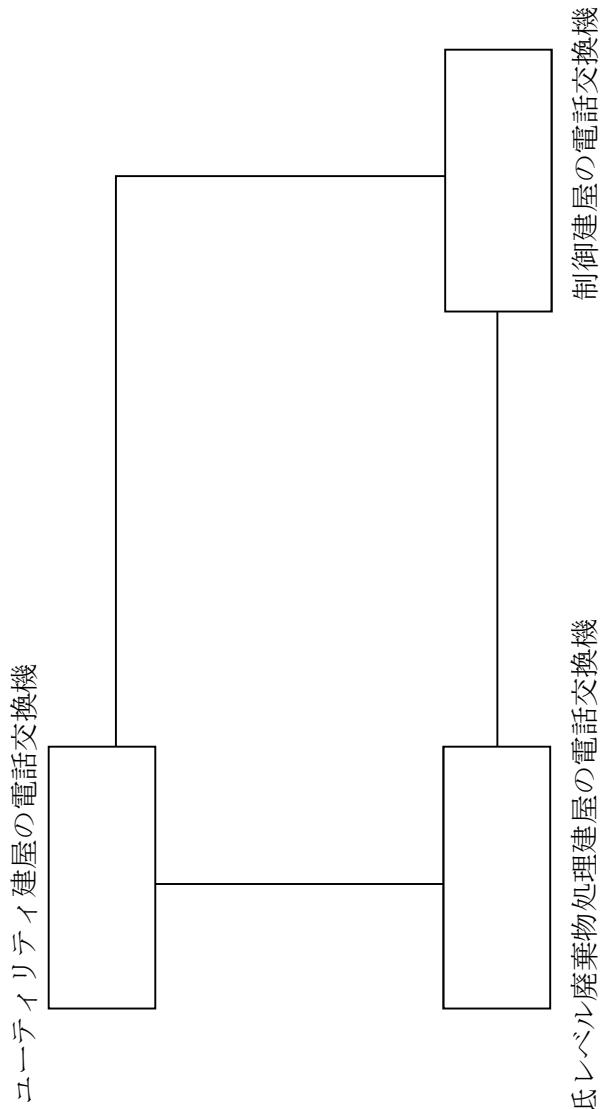
ページング主装置

スピーカ

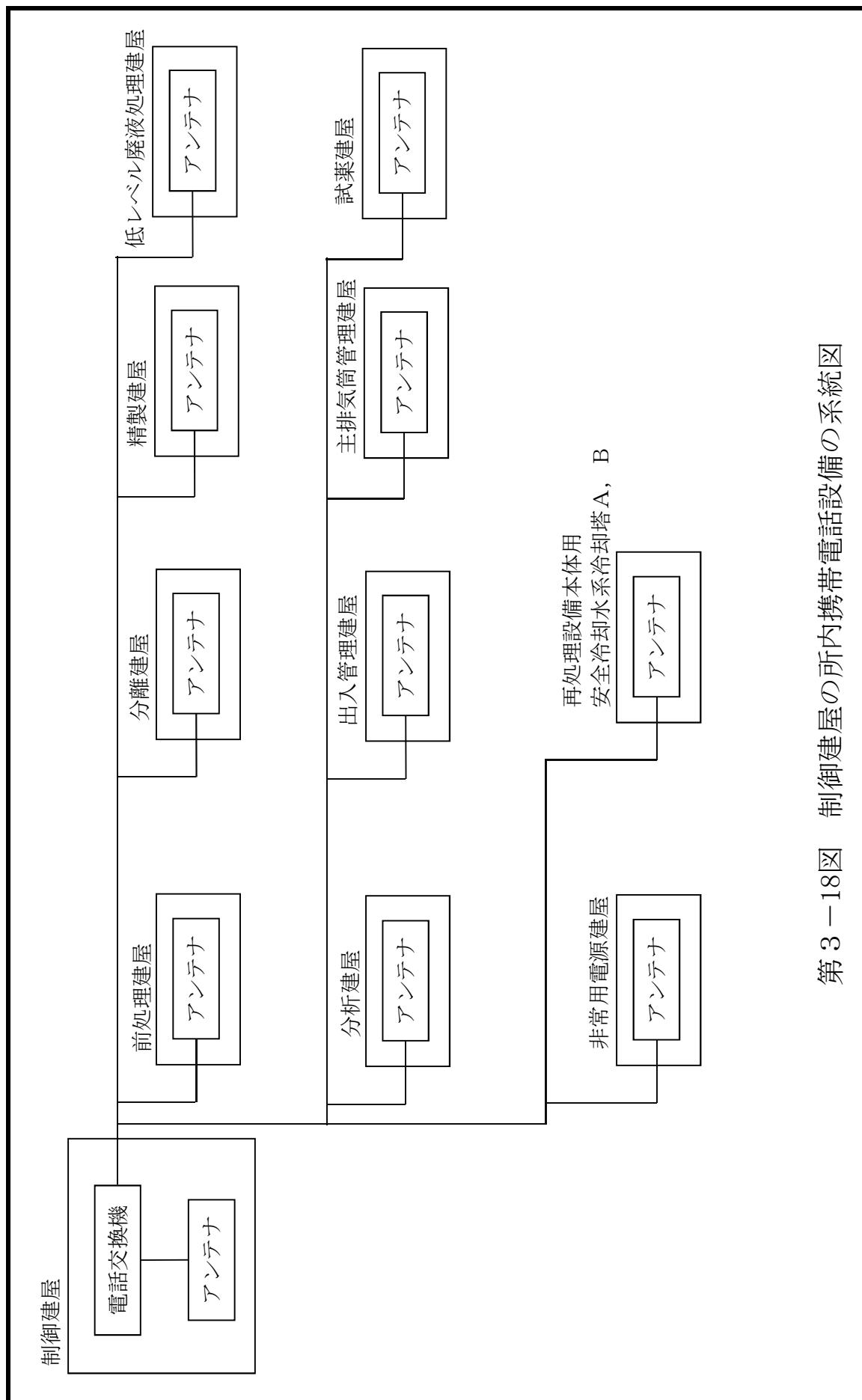
第3-15図 緊急時対策所のページング設備の系統図



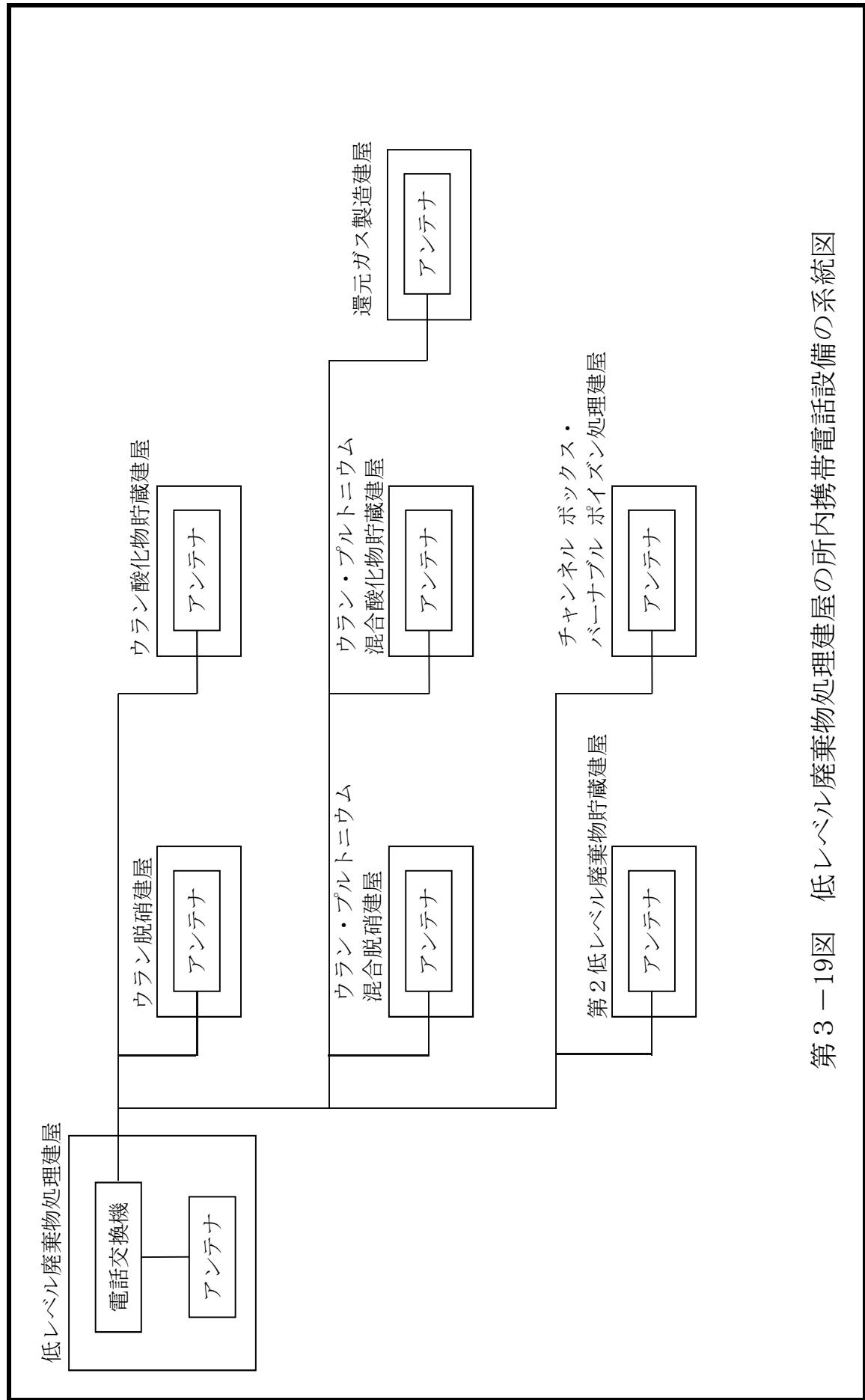
第3-16図 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋のページング設備の系統図



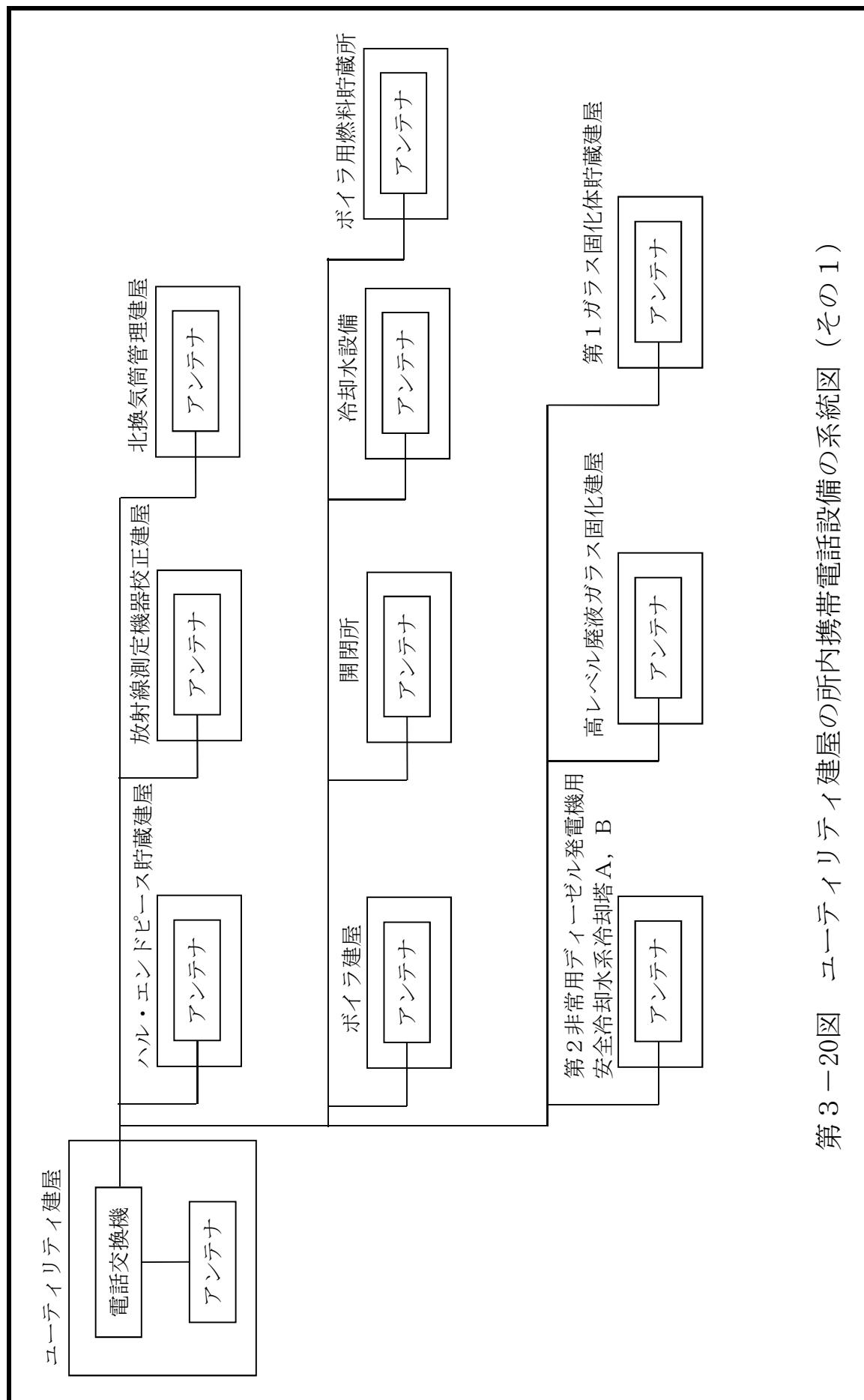
第3-17図 再処理施設の所内携帯電話設備の系統図



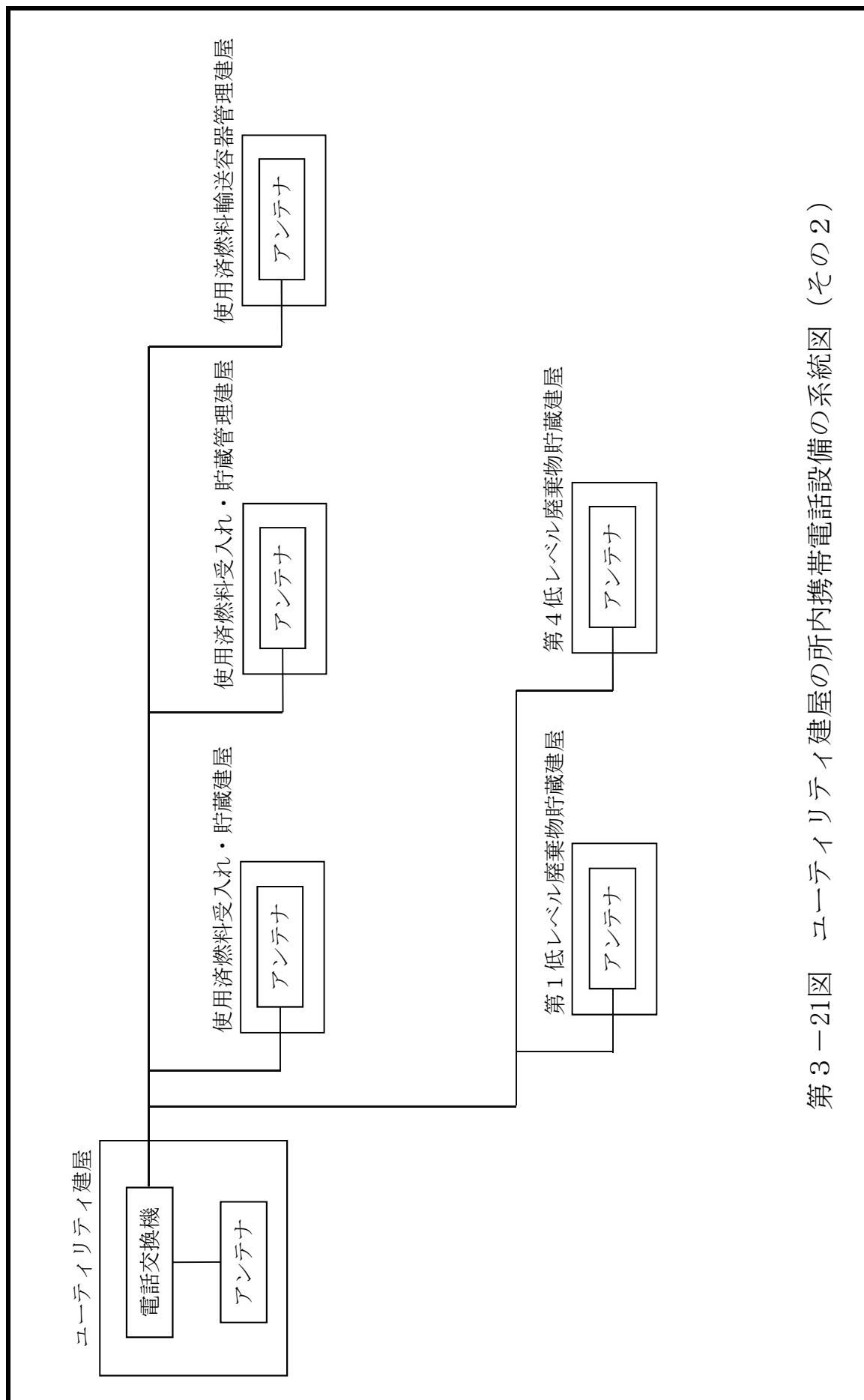
第3-18図 制御建屋の所内携帯電話設備の系統図



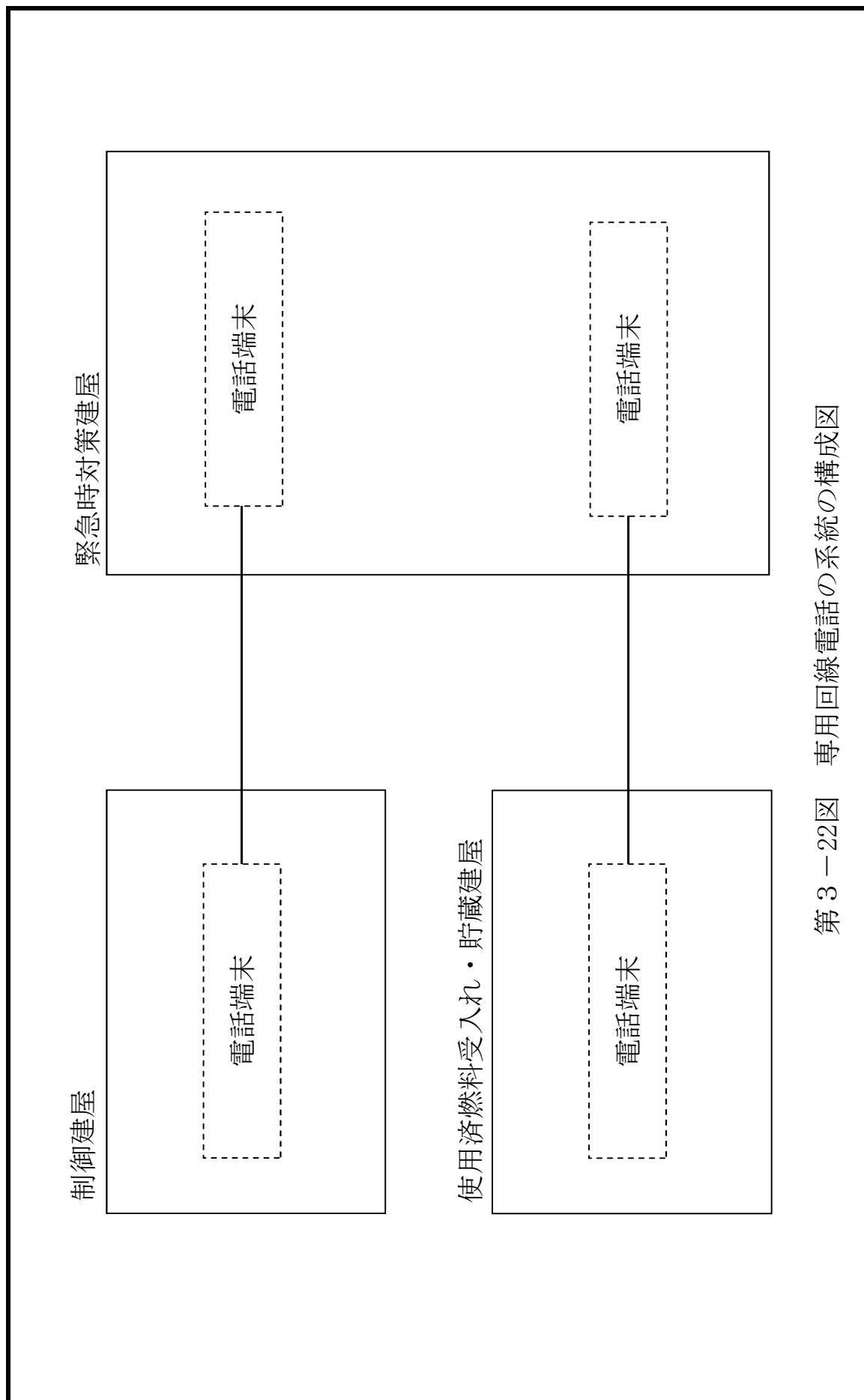
第3-19図 低レベル廃棄物処理建屋の所内携帶電話設備の系統図



第3-20図 ユーティリティ建屋の所内携帯電話設備の系統図（その1）

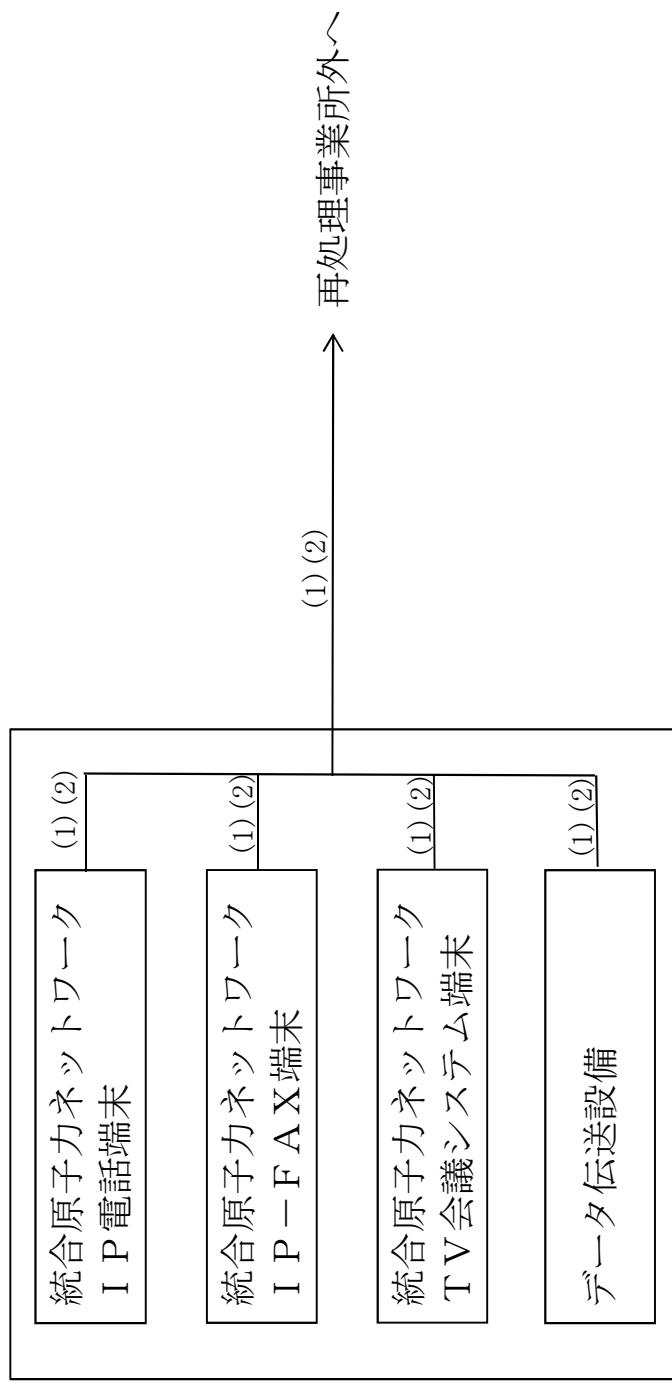


第3-21図 ユーティリティ建屋の所内携帯電話設備の系統図（その2）



第3-22図 専用回線電話の系統の構成図

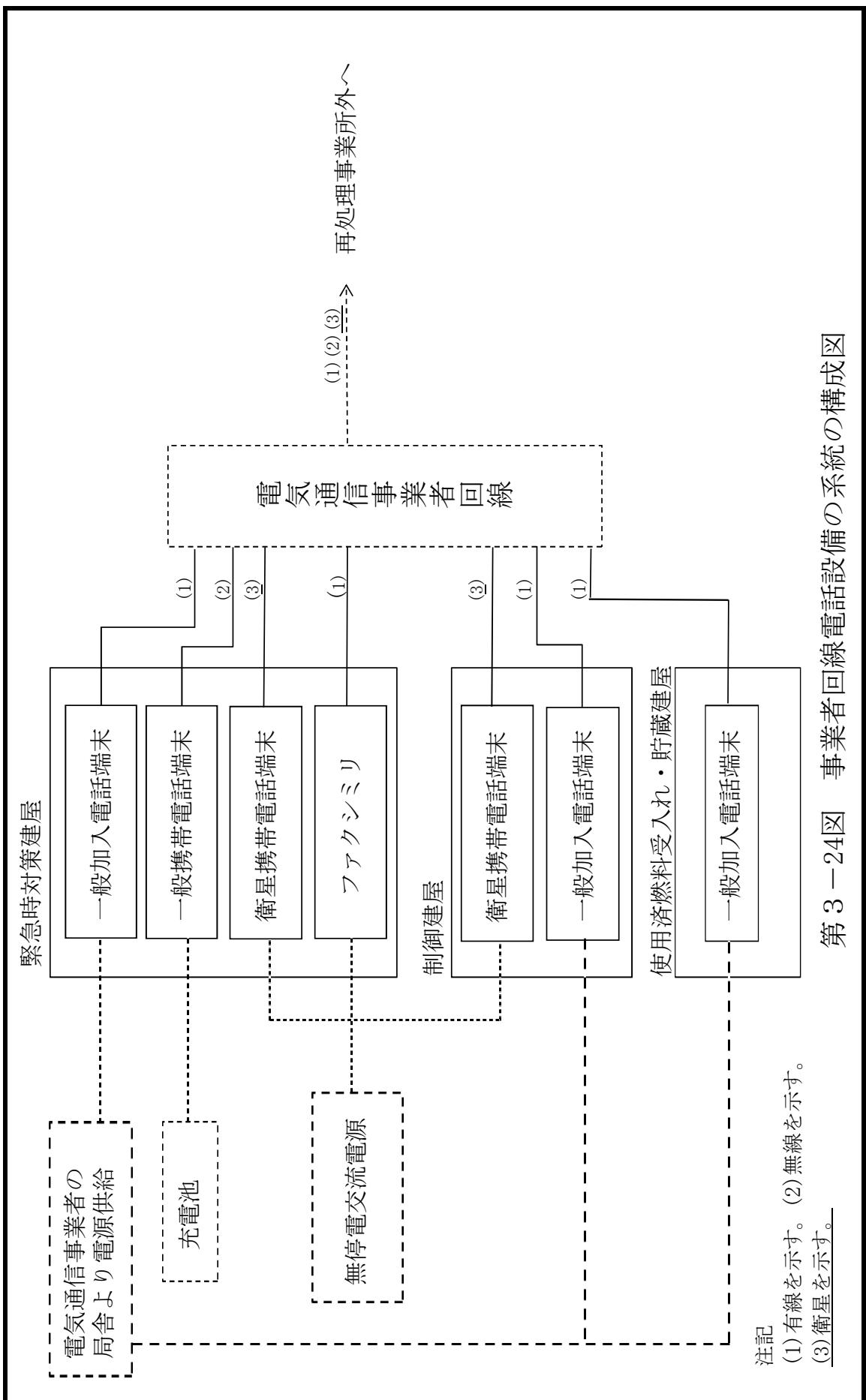
緊急時対策建屋



注記

- (1) 有線を示す。
- (2) 衛星を示す。

第3-23図 統合原子力防災ネットワーク設備の系統の構成図



令和元年 12 月 23 日 R2

補足説明資料 2-4 (27 条)

現場退避指示について

1. はじめに

事業指定基準規則第27条第1項の要求事項「工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。」に対し、警報装置としてページング装置による警報機能等により、退避の指示が可能な設計としている。

ここでは、警報装置に多様性の要求はないものの、更なる安全性確認の観点から、警報装置の機能が喪失した場合の退避指示に関して、所内携帯電話（端末）が代替手段となるかについて評価した。

2. ページング装置が使用できない場合の退避指示について

○通常運転時

ページング装置が機能喪失するような保守作業を行う際や、仮に故障時を想定した場合にあっても、以下の社内規定等にて整備する連絡体制に基づき、代替手段としてページング装置に対し多様性を有した所内携帯電話（端末）を使用することにより、必要な退避指示の連絡を行うこととしている。

再処理施設員：再処理施設内組織体制

現場作業員：緊急連絡体制※¹

※ 1：緊急連絡体制：事故等が発生した場合の当社への連絡系統も含めた連絡体制（作業を調達する際の調達要求項目）

連絡体制に基づく連絡の実行性については、定期的に実施している防災訓練等で、事象発生時に、所内携帯電話の端末を用いて再処理施設員の所在確認が行えることを点呼により確認している。

なお、万が一、地震による共通要因故障を想定した場合でも、地震随伴によって生じる建屋照明の停電発生時や建屋倒壊の危険性がある場合は、警報装置による指示によらず退避する体制・運用を整備しており、教育等を通じて周知徹底を図っている。

また、上記教育を受けない一時入域者については、当該教育を受けた随伴者が必ず同行する体制・運用を確立しており、随伴者の指示に従い退避できる。

令和元年 12 月 23 日 R2

補足説明資料 2-5 (27 条)

運用、手順説明資料

<p>【要求事項】 再処理施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 【解釈】 ① 再処理施設内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ② 再処理施設外の必要箇所へ連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる。 ③ 再処理施設外の通信連絡設備については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。 ④ 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源系統、運転予備用電源又は充電池に接続する。</p>	<p>① 警報装置及び多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける</p>	<p>② 所外通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる</p>	<p>③ 多様性を確保した専用通信回線を設ける</p>	<p>④ 非常用所内電源、無停電交流電源又は蓄電池に接続する</p>	<p>・電気通信事業者回線（有線系及び無線系） ・非常用所内電源 ・無停電交流電源 ・蓄電池</p>
		<p>所外通信連絡設備、所内データ伝送設備及び所外データ伝送設備を設けるようにする</p>	<p>所外通信連絡設備、所内データ伝送設備及び所外データ伝送設備を設ける</p>		
				<p>・定期試験 ・常時監視</p>	
	<p>【所外データ伝送設備】 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ</p>				
	<p>【所内データ伝送設備】 ・プロセスデータ伝送サーバ ・放射線管理用計算機 ・環境中継サーバ ・総合防災盤 【所外データ伝送設備】 ・データ伝送設備</p>				
		<p>・ページング装置（警報装置を含む） ・所内携帯電話 ・専用回線電話</p>			

第5-1表 運用、手順に係る対策等（設計基準）（1／2）

事業許可条文	対象項目	区分	運用対策等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ページング装置（警報装置を含む） ・所内携帯電話 ・専用回線電話 	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者を特定せざる通信連絡設備が使用できるよう通信連絡設備の操作手順を定める。
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡設備の操作。 ・各主管グループによる点検及び補修。
		保守・点検※1	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に試験（点検）を実施する。 ・故障時の補修。
		教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡に関する訓練。
第27条 通信連絡設備	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスデータ伝送サーバ、 ・放電線管理計算機 ・環境中継サーバ、 ・総合防災盤 ・統合原子力防災ネットワーク IP 電話 ・統合原子力防災ネットワーク IP-FAX ・統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・データ伝送設備 	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者を特定せざる通信連絡設備が使用できるよう通信連絡設備の操作手順を定める。
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡設備の操作。 ・各主管グループによる点検及び補修。
		保守・点検※1	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に試験（点検）を実施する。 ・故障時の補修。
		教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡に関する訓練。

※1 今後、外観・機能検査を年1回以上行うものとし、保安規定等に定める。

第5-1表 運用、手順に係る対策等（設計基準）(2./2)

事業許可条文	対象項目	区分	運用対策等
	・電気通信事業者回線 (有線系及び衛星系回線)	運用・手順	—
	体制		・各主管グループによる点検及び補修。
	保守・点検※1		・通信連絡設備の定期試験(点検)時に合わせて確認する。
	教育・訓練		—
第27条	通信連絡設備	運用・手順	・専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時ににおける対応手順。
	・定期試験 ・常時監視 ※2	体制	・各主管グループによる点検及び補修。
	※2 PHS端末等の端末装置に関する監視とは、定期試験(点検)による監視とする。また、データ伝送設備に関しては、常時監視を行う。	保守・点検※1	・定期的に試験(点検)を実施する。
		教育・訓練	—

※1 今後、外観・機能検査を年1回以上行うものとし、保安規定等に定める。

令和元年 12 月 23 日 R1

補足説明資料 2-6 (27 条)

加入電話設備（加入電話及び加入FAX）の構成について

一般加入電話の電源については、通信事業者から給電されるため、再処理施設内の電源に依存しない仕様となっている。

また、衛星携帯電話、一般携帯電話及びファクシミリの電源は、運転予備用母線又は充電池から給電される仕様となっている。

電気通信事業者回線の通信連絡設備の概要を第6-1図に示す。

令和2年3月13日 R4

補足説明資料2-7（27条）

ERDS のデータ伝送概要と伝送パラメータ

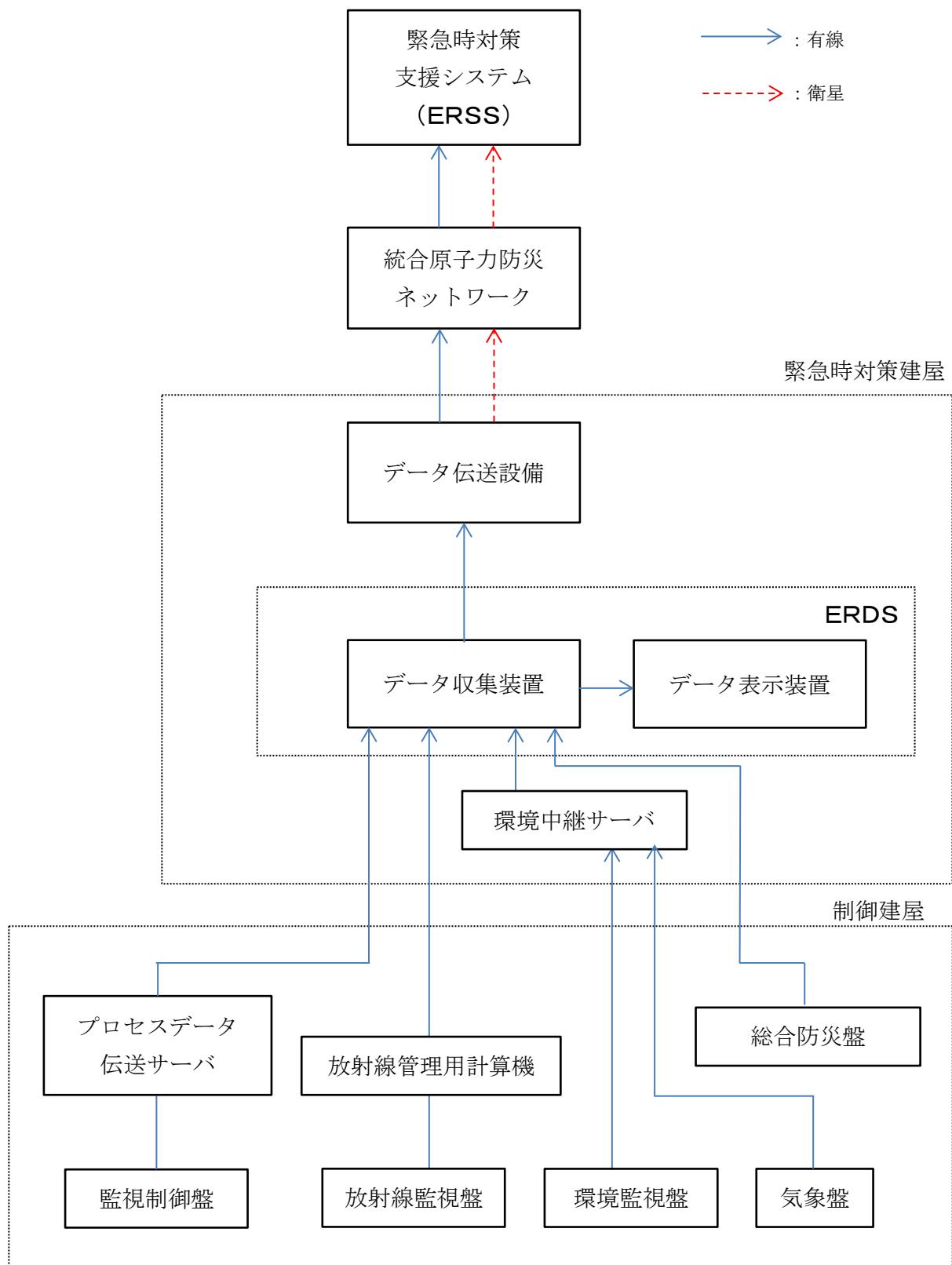
通常、緊急時対策建屋に設置する緊急時データ収集装置（ERDS, Emergency Response Data recording Server）は、制御建屋に設置する監視制御盤からデータ収集装置によりデータを収集し、国の緊急時対策支援システム（ERSS, Emergency Response Support System）へ伝送できる設計とする。

有線回線が使用できない場合は、バックアップ伝送ラインである無線回線により ERSS へパラメータを伝送できる設計とする。

なお、今後の伝送パラメータ追加を考慮し、データ伝送容量に一定の余裕を確保した設計とする。

ERDS のデータ伝送概要を第 7-1 図に示す。

また、ERDS から ERSS へ伝送するパラメータを第 7-1 表～第 7-3 表に示す。



第7-1図 ERDSのデータ伝送概要

第7-1表 原災法10条通報以降に伝送するパラメータ
前処理建屋の溶解槽の臨界事象時（1／4）

No	対象パラメータ
1	主排気筒 ガスモニタ A系（低レンジ）
2	主排気筒 ガスモニタ B系（低レンジ）
3	主排気筒 ガスモニタ A系（中レンジ）
4	主排気筒 ガスモニタ B系（中レンジ）
5	主排気筒 ガスモニタ A系（高レンジ）
6	主排気筒 ガスモニタ B系（高レンジ）
7	気象情報（A1 地点：風向）
8	気象情報（A2 地点：風向）
9	気象情報（A1 地点：風速）
10	気象情報（A2 地点：風速）
11	気象情報（A1 地点：大気安定度）
12	モニタリングポスト（MP-1）空間線量率モニタ（低レンジ）
13	モニタリングポスト（MP-1）空間線量率モニタ（高レンジ）
14	モニタリングポスト（MP-1）ダストモニタ（ α 計数率）
15	モニタリングポスト（MP-1）ダストモニタ（ β 計数率）
16	モニタリングポスト（MP-2）空間線量率モニタ（低レンジ）
17	モニタリングポスト（MP-2）空間線量率モニタ（高レンジ）
18	モニタリングポスト（MP-2）ダストモニタ（ α 計数率）
19	モニタリングポスト（MP-2）ダストモニタ（ β 計数率）
20	モニタリングポスト（MP-3）空間線量率モニタ（低レンジ）
21	モニタリングポスト（MP-3）空間線量率モニタ（高レンジ）
22	モニタリングポスト（MP-3）ダストモニタ（ α 計数率）
23	モニタリングポスト（MP-3）ダストモニタ（ β 計数率）
24	モニタリングポスト（MP-4）空間線量率モニタ（低レンジ）

第7-1表 原災法10条通報以降に伝送するパラメータ
前処理建屋の溶解槽の臨界事象時（2／4）

No	対象パラメータ
25	モニタリングポスト (MP-4) 空間線量率モニタ (高レンジ)
26	モニタリングポスト (MP-4) ダストモニタ (α 計数率)
27	モニタリングポスト (MP-4) ダストモニタ (β 計数率)
28	モニタリングポスト (MP-5) 空間線量率モニタ (低レンジ)
29	モニタリングポスト (MP-5) 空間線量率モニタ (高レンジ)
30	モニタリングポスト (MP-5) ダストモニタ (α 計数率)
31	モニタリングポスト (MP-5) ダストモニタ (β 計数率)
32	モニタリングポスト (MP-6) 空間線量率モニタ (低レンジ)
33	モニタリングポスト (MP-6) 空間線量率モニタ (高レンジ)
34	モニタリングポスト (MP-6) ダストモニタ (α 計数率)
35	モニタリングポスト (MP-6) ダストモニタ (β 計数率)
36	モニタリングポスト (MP-7) 空間線量率モニタ (低レンジ)
37	モニタリングポスト (MP-7) 空間線量率モニタ (高レンジ)
38	モニタリングポスト (MP-7) ダストモニタ (α 計数率)
39	モニタリングポスト (MP-7) ダストモニタ (β 計数率)
40	モニタリングポスト (MP-8) 空間線量率モニタ (低レンジ)
41	モニタリングポスト (MP-8) 空間線量率モニタ (高レンジ)
42	モニタリングポスト (MP-8) ダストモニタ (α 計数率)
43	モニタリングポスト (MP-8) ダストモニタ (β 計数率)
44	モニタリングポスト (MP-9) 空間線量率モニタ (低レンジ)
45	モニタリングポスト (MP-9) 空間線量率モニタ (高レンジ)
46	モニタリングポスト (MP-9) ダストモニタ (α 計数率)
47	モニタリングポスト (MP-9) ダストモニタ (β 計数率)
48	建屋負圧情報 (代表室) 大気-G

第7-1表 原災法10条通報以降に伝送するパラメータ
前処理建屋の溶解槽の臨界事象時（3／4）

No	対象パラメータ
49	建屋負圧情報（代表室） 大気-Y
50	建屋負圧情報（代表室） 大気-R
51	エリアモニタ（γ線）（前処理建屋1F 溶解槽Aセル近傍）
52	エリアモニタ（γ線）（前処理建屋2F せん断Aセル近傍）
53	エリアモニタ（n線）（前処理建屋2F せん断Aセル近傍）
54	エリアモニタ（γ線）（前処理建屋1F 溶解槽Bセル近傍）
55	エリアモニタ（γ線）（前処理建屋2F せん断Bセル近傍）
56	エリアモニタ（n線）（前処理建屋2F せん断Bセル近傍）
57	せん断機A 運転状態（燃料送り出し長さ指示値）
58	せん断機B 運転状態（燃料送り出し長さ指示値）
59	溶解槽A 放射線モニタ
60	溶解槽B 放射線モニタ
61	溶解槽A 液位（槽部液位）
62	溶解槽B 液位（槽部液位）
63	溶解槽A 密度
64	溶解槽B 密度
65	溶解槽A 圧力
66	溶解槽B 圧力
67	溶解槽A 温度
68	溶解槽B 温度
69	可溶性中性子吸收材緊急供給系A 弁の開閉状態（その1）
70	可溶性中性子吸收材緊急供給系A 弁の開閉状態（その2）
71	可溶性中性子吸收材緊急供給系B 弁の開閉状態（その1）
72	可溶性中性子吸收材緊急供給系B 弁の開閉状態（その2）
73	可溶性中性子吸收材緊急供給系 液位A
74	可溶性中性子吸收材緊急供給系 液位B
75	建屋排風機風量
76	溶解槽A セル排風機風量
77	溶解槽B セル排風機風量

第7-1表 原災法10条通報以降に伝送するパラメータ
前処理建屋の溶解槽の臨界事象時（4／4）

No	対象パラメータ
78	DOG 排風機風量 A
79	DOG 排風機風量 B
80	DOG 排風機風量 C
81	第1HEPA フィルター (DOG) 差圧 A
82	第1HEPA フィルター (DOG) 差圧 B
83	第1HEPA フィルター (DOG) 差圧 C
84	第2HEPA フィルター (DOG) 差圧 A
85	第2HEPA フィルター (DOG) 差圧 B
86	第2HEPA フィルター (DOG) 差圧 C
87	廃ガス加熱器 A 出口廃ガス温度
88	廃ガス加熱器 B 出口廃ガス温度
89	廃ガス加熱器 C 出口廃ガス温度
90	第1よう素フィルタ (DOG) 差圧 A1
91	第1よう素フィルタ (DOG) 差圧 A2
92	第1よう素フィルタ (DOG) 差圧 B1
93	第1よう素フィルタ (DOG) 差圧 B2
94	第1よう素フィルタ (DOG) 差圧 C1
95	第1よう素フィルタ (DOG) 差圧 C2
96	第2よう素フィルタ (DOG) 差圧 A1
97	第2よう素フィルタ (DOG) 差圧 A2
98	第2よう素フィルタ (DOG) 差圧 B1
99	第2よう素フィルタ (DOG) 差圧 B2
100	第2よう素フィルタ (DOG) 差圧 C1
101	第2よう素フィルタ (DOG) 差圧 C2
102	DOG 系 Kr モニタ

第7-2表 原災法10条通報以降に伝送するパラメータ
精製建屋における有機溶媒火災時（1／2）

No	対象パラメータ
1	主排気筒 ガスモニタ A系（中レンジ）
2	主排気筒 ガスモニタ B系（中レンジ）
3	気象情報（A1 地点：風向）
4	気象情報（A2 地点：風向）
5	気象情報（A1 地点：風速）
6	気象情報（A2 地点：風速）
7	気象情報（A1 地点：大気安定度）
8	モニタリングポスト（MP-1）空間線量率モニタ（低レンジ）
9	モニタリングポスト（MP-1）空間線量率モニタ（高レンジ）
10	モニタリングポスト（MP-1）ダストモニタ（ α 計数率）
11	モニタリングポスト（MP-1）ダストモニタ（ β 計数率）
12	モニタリングポスト（MP-2）空間線量率モニタ（低レンジ）
13	モニタリングポスト（MP-2）空間線量率モニタ（高レンジ）
14	モニタリングポスト（MP-2）ダストモニタ（ α 計数率）
15	モニタリングポスト（MP-2）ダストモニタ（ β 計数率）
16	モニタリングポスト（MP-3）空間線量率モニタ（低レンジ）
17	モニタリングポスト（MP-3）空間線量率モニタ（高レンジ）
18	モニタリングポスト（MP-3）ダストモニタ（ α 計数率）
19	モニタリングポスト（MP-3）ダストモニタ（ β 計数率）
20	モニタリングポスト（MP-4）空間線量率モニタ（低レンジ）
21	モニタリングポスト（MP-4）空間線量率モニタ（高レンジ）
22	モニタリングポスト（MP-4）ダストモニタ（ α 計数率）
23	モニタリングポスト（MP-4）ダストモニタ（ β 計数率）
24	モニタリングポスト（MP-5）空間線量率モニタ（低レンジ）
25	モニタリングポスト（MP-5）空間線量率モニタ（高レンジ）
26	モニタリングポスト（MP-5）ダストモニタ（ α 計数率）
27	モニタリングポスト（MP-5）ダストモニタ（ β 計数率）
28	モニタリングポスト（MP-6）空間線量率モニタ（低レンジ）
29	モニタリングポスト（MP-6）空間線量率モニタ（高レンジ）
30	モニタリングポスト（MP-6）ダストモニタ（ α 計数率）

第7-2表 原災法10条通報以降に伝送するパラメータ
精製建屋における有機溶媒火災時（2／2）

No	対象パラメータ
31	モニタリングポスト (MP-6) ダストモニタ (β 計数率)
32	モニタリングポスト (MP-7) 空間線量率モニタ (低レンジ)
33	モニタリングポスト (MP-7) 空間線量率モニタ (高レンジ)
34	モニタリングポスト (MP-7) ダストモニタ (α 計数率)
35	モニタリングポスト (MP-7) ダストモニタ (β 計数率)
36	モニタリングポスト (MP-8) 空間線量率モニタ (低レンジ)
37	モニタリングポスト (MP-8) 空間線量率モニタ (高レンジ)
38	モニタリングポスト (MP-8) ダストモニタ (α 計数率)
39	モニタリングポスト (MP-8) ダストモニタ (β 計数率)
40	モニタリングポスト (MP-9) 空間線量率モニタ (低レンジ)
41	モニタリングポスト (MP-9) 空間線量率モニタ (高レンジ)
42	モニタリングポスト (MP-9) ダストモニタ (α 計数率)
43	モニタリングポスト (MP-9) ダストモニタ (β 計数率)
44	建屋負圧情報 (代表室) 大気-G
45	建屋負圧情報 (代表室) 大気-Y
46	建屋負圧情報 (代表室) 大気-R
47	Pu 精製塔セル漏えい受皿の液位
48	精製塔セル運転状態 (Pu 溶液供給槽液位)
49	精製塔セル運転状態 (精製建屋第1一時貯留処理槽)
50	抽出塔 温度
51	核分裂生成物洗浄塔 温度
52	TBP 洗浄塔 温度
53	逆抽出塔 温度
54	ウラン洗浄塔 温度
55	建屋排風機風量
56	セル排風機風量
57	VOG 排風機入口圧力

第7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ（1／8）

No	対象パラメータ
1	主排気筒 ガスモニタ A系（低レンジ）
2	主排気筒 ガスモニタ B系（低レンジ）
3	主排気筒 ガスモニタ A系（中レンジ）
4	主排気筒 ガスモニタ B系（中レンジ）
5	主排気筒 ガスモニタ A系（高レンジ）
6	主排気筒 ガスモニタ B系（高レンジ）
7	気象情報（A1 地点：風向）
8	気象情報（A2 地点：風向）
9	気象情報（A1 地点：風速）
10	気象情報（A2 地点：風速）
11	気象情報（A1 地点：大気安定度）
12	モニタリングポスト（MP-1）空間線量率モニタ（低レンジ）
13	モニタリングポスト（MP-1）空間線量率モニタ（高レンジ）
14	モニタリングポスト（MP-1）ダストモニタ（ α 計数率）
15	モニタリングポスト（MP-1）ダストモニタ（ β 計数率）
16	モニタリングポスト（MP-2）空間線量率モニタ（低レンジ）
17	モニタリングポスト（MP-2）空間線量率モニタ（高レンジ）
18	モニタリングポスト（MP-2）ダストモニタ（ α 計数率）
19	モニタリングポスト（MP-2）ダストモニタ（ β 計数率）
20	モニタリングポスト（MP-3）空間線量率モニタ（低レンジ）
21	モニタリングポスト（MP-3）空間線量率モニタ（高レンジ）
22	モニタリングポスト（MP-3）ダストモニタ（ α 計数率）
23	モニタリングポスト（MP-3）ダストモニタ（ β 計数率）
24	モニタリングポスト（MP-4）空間線量率モニタ（低レンジ）
25	モニタリングポスト（MP-4）空間線量率モニタ（高レンジ）
26	モニタリングポスト（MP-4）ダストモニタ（ α 計数率）
27	モニタリングポスト（MP-4）ダストモニタ（ β 計数率）

第7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ（2／8）

No	対象パラメータ
28	モニタリングポスト (MP-5) 空間線量率モニタ (低レンジ)
29	モニタリングポスト (MP-5) 空間線量率モニタ (高レンジ)
30	モニタリングポスト (MP-5) ダストモニタ (α 計数率)
31	モニタリングポスト (MP-5) ダストモニタ (β 計数率)
32	モニタリングポスト (MP-6) 空間線量率モニタ (低レンジ)
33	モニタリングポスト (MP-6) 空間線量率モニタ (高レンジ)
34	モニタリングポスト (MP-6) ダストモニタ (α 計数率)
35	モニタリングポスト (MP-6) ダストモニタ (β 計数率)
36	モニタリングポスト (MP-7) 空間線量率モニタ (低レンジ)
37	モニタリングポスト (MP-7) 空間線量率モニタ (高レンジ)
38	モニタリングポスト (MP-7) ダストモニタ (α 計数率)
39	モニタリングポスト (MP-7) ダストモニタ (β 計数率)
40	モニタリングポスト (MP-8) 空間線量率モニタ (低レンジ)
41	モニタリングポスト (MP-8) 空間線量率モニタ (高レンジ)
42	モニタリングポスト (MP-8) ダストモニタ (α 計数率)
43	モニタリングポスト (MP-8) ダストモニタ (β 計数率)
44	モニタリングポスト (MP-9) 空間線量率モニタ (低レンジ)
45	モニタリングポスト (MP-9) 空間線量率モニタ (高レンジ)
46	モニタリングポスト (MP-9) ダストモニタ (α 計数率)
47	モニタリングポスト (MP-9) ダストモニタ (β 計数率)
48	北換気筒 β 線ガスモニタ (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋) A
49	北換気筒 β 線ガスモニタ (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋) B

第7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ（3／8）

No	対象パラメータ
50	高レベル廃液ガラス固化建屋 シャフトモニタ A
51	第1ガラス固化体貯蔵建屋 シャフトモニタ A
52	第1放出前貯槽 排水モニタ A
53	第1放出前貯槽 排水モニタ B
54	前処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備排風機 A 回転数警報
55	前処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備排風機 B 回転数警報
56	前処理建屋 DOG 排風機 A 回転数警報
57	前処理建屋 DOG 排風機 B 回転数警報
58	前処理建屋 DOG 排風機 C 回転数警報
59	前処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備圧力 A 警報
60	前処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備圧力 B 警報
61	溶解槽 A 圧力 A 警報
62	溶解槽 A 圧力 B 警報
63	溶解槽 B 圧力 A 警報
64	溶解槽 B 圧力 B 警報
65	前処理建屋 セル排風機風量
66	前処理建屋 溶解槽セル A 排風機風量
67	前処理建屋 溶解槽セル B 排風機風量
68	前処理建屋 建屋排風機風量
69	前処理建屋負圧情報（代表室） 大気-G
70	前処理建屋負圧情報（代表室） 大気-Y
71	前処理建屋負圧情報（代表室） 大気-R その1
72	前処理建屋負圧情報（代表室） 大気-R その2
73	前処理建屋負圧情報（代表室） 大気-R その3
74	分離建屋 塔槽類廃ガス処理設備排風機 A 回転数警報
75	分離建屋 塔槽類廃ガス処理設備排風機 B 回転数警報

第7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ (4/8)

No	対象パラメータ
76	分離建屋 パルセータ廃ガス処理設備排風機 A 回転数警報
77	分離建屋 パルセータ廃ガス処理設備排風機 B 回転数警報
78	分離建屋 塔槽類廃ガス処理設備圧力 A 警報
79	分離建屋 塔槽類廃ガス処理設備圧力 B 警報
80	分離建屋 セル排風機風量
81	分離建屋 建屋排風機風量
82	分離建屋負圧情報 (代表室) 大気-G
83	分離建屋負圧情報 (代表室) 大気-Y
84	分離建屋負圧情報 (代表室) G-R その1
85	分離建屋負圧情報 (代表室) G-R その2
86	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備排風機 A 回転数警報
87	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備排風機 B 回転数警報
88	精製建屋 パルセータ廃ガス処理設備排風機 A 回転数警報
89	精製建屋 パルセータ廃ガス処理設備排風機 B 回転数警報
90	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備1 圧力 A 警報
91	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備1 圧力 B 警報
92	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備2 圧力 A 警報
93	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備2 圧力 B 警報
94	精製建屋 セル排風機風量
95	精製建屋 建屋排風機風量
96	精製建屋負圧情報 (代表室) 大気-G
97	精製建屋負圧情報 (代表室) 大気-Y
98	精製建屋負圧情報 (代表室) 大気-R
99	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備第1排風機 差圧警報
100	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備第2排風機 A 差圧警報

第7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ（5／8）

No	対象パラメータ
101	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備第2排風機B 差圧警報
102	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備第2排風機C 差圧警報
103	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備圧力A 警報
104	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備圧力B 警報
105	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 セル排風機風量
106	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 建屋排風機風量
107	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋負圧情報（代表室） 大気-G
108	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋負圧情報（代表室） 大気-Y
109	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋負圧情報（代表室） 大気-R
110	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備1 排風機A 回転数警報
111	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備1 排風機B 回転数警報
112	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備2 排風機A 回転数警報
113	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備2 排風機B 回転数警報
114	高レベル廃液ガラス固化建屋 MOG第1排風機A 回転数警報
115	高レベル廃液ガラス固化建屋 MOG第1排風機B 回転数警報
116	高レベル廃液ガラス固化建屋 MOG第2排風機A 回転数警報
117	高レベル廃液ガラス固化建屋 MOG第2排風機B 回転数警報
118	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備1 圧力A 警報
119	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備1 圧力B 警報
120	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備2 圧力A 警報
121	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備2 圧力B 警報
122	ガラス溶融炉A 気相圧力A 警報
123	ガラス溶融炉A 気相圧力B 警報
124	ガラス溶融炉B 気相圧力A 警報

第7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ（6／8）

No	対象パラメータ
125	ガラス溶融炉B 気相圧力B 警報
126	高レベル廃液ガラス固化建屋 セル排風機風量
127	高レベル廃液ガラス固化建屋 建屋排風機風量
128	高レベル廃液ガラス固化建屋 固化セル排風機風量A
129	高レベル廃液ガラス固化建屋 固化セル排風機風量B
130	高レベル廃液ガラス固化建屋負圧情報（代表室） 大気-G
131	高レベル廃液ガラス固化建屋負圧情報（代表室） 大気-Y
132	高レベル廃液ガラス固化建屋負圧情報（代表室） 大気-R
133	高レベル廃液ガラス固化建屋 固化セル負圧A
134	高レベル廃液ガラス固化建屋 固化セル負圧B
135	前処理建屋 安全冷却水A 流量（外部ループ）
136	前処理建屋 安全冷却水B 流量（外部ループ）
137	前処理建屋 安全冷却水1A 流量
138	前処理建屋 安全冷却水1B 流量
139	前処理建屋 安全冷却水2 流量
140	分離建屋 安全冷却水1A 流量
141	分離建屋 安全冷却水1B 流量
142	分離建屋 安全冷却水2 流量
143	精製建屋 安全冷却水A 流量
144	精製建屋 安全冷却水B 流量
145	精製建屋 安全冷却水C 流量
146	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 安全冷却水A 流量
147	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 安全冷却水B 流量
148	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 安全冷却水A 流量
149	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 安全冷却水B 流量
150	高レベル廃液ガラス固化建屋 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A 流量
151	高レベル廃液ガラス固化建屋 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B 流量
152	高レベル廃液ガラス固化建屋 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A 流量
153	高レベル廃液ガラス固化建屋 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B 流量
154	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷却水A系 流量

第7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ (7/8)

No	対象パラメータ
155	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷却水B系 流量
156	高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル廃液共用貯槽冷却水A 流量
157	高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル廃液共用貯槽冷却水B 流量
158	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷却水1A 流量
159	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷却水1B 流量
160	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷水A 流量
161	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷水B 流量
162	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 プール水冷却系A 流量
163	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 プール水冷却系B 流量
164	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 地下2階第1貯蔵室 排気風量
165	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 地下2階第2貯蔵室 排気風量
166	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 地下4階第1貯蔵室 排気風量
167	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 地下4階第2貯蔵室 排気風量
168	溶解槽A γ 線線量A警報
169	溶解槽A γ 線線量B警報
170	溶解槽B γ 線線量A警報
171	溶解槽B γ 線線量B警報
172	前処理建屋 臨界警報A
173	前処理建屋 臨界警報B
174	分離建屋 臨界警報
175	精製建屋 臨界警報A
176	精製建屋 臨界警報B
177	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 臨界警報A
178	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 臨界警報B
179	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 臨界警報C
180	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 臨界警報D
181	水素掃気用空気貯槽圧力A警報
182	水素掃気用空気貯槽圧力B警報

183	前処理建屋　火災報
184	分離建屋　火災報

第7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ (8/8)

No	対象パラメータ
185	精製建屋 火災報
186	分析建屋 火災報
187	制御建屋 火災報
188	主排気筒管理建屋 火災報
189	試薬建屋 火災報
190	ウラン脱硝建屋 火災報
191	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 火災報
192	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 火災報
193	低レベル廃棄物処理建屋 火災報
194	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 火災報
195	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 火災報
196	非常用電源建屋 火災報
197	高レベル廃液ガラス固化建屋 火災報
198	第1非常用 DG A しゃ断器
199	第1非常用 DG B しゃ断器
200	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋非常用母線 A 電圧 (RS相)
201	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋非常用母線 B 電圧 (RS相)
202	第2非常用 DG A しゃ断器
203	第2非常用 DG B しゃ断器
204	非常用主母線 A 電圧 (RS相)
205	非常用主母線 B 電圧 (RS相)

令和2年3月13日 R2

補足説明資料2-8（27条）

多様性を確保した通信回線の容量について

再処理事業所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、第8-1表に示すとおり、充分な回線容量を有している。

第8-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別		主要設備		回線容量
通信事業者 回線	有線回線	一般加入電話		7回線
		ファクシミリ		1回線
		一般携帯電話		2回線
	衛星回線	衛星携帯電話		24回線
	有線回線	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	IP電話	5Mbps
			IP-FAX	
			TV会議システム	
		データ伝送設備		
	衛星回線	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	IP電話	384kbps
			IP-FAX	
			TV会議システム	
	データ伝送設備			

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

令和2年3月13日 R1

補足説明資料 2-13 (27条)

蓄電池の容量の妥当性について

第 27 条規則の解釈第 4 項「外部電源により動作する通信連絡設備等については、非常用所内電源系統（無停電電源を含む。）」に基づき、非常用所内電源系統もしくは無停電交流電源（蓄電池）から供給されていることを確認する。

第 13-1 表に主要設備の供給電源元を示す。基本的には保安電源設備に属する非常用所内電源もしくは無停電交流電源からの供給であるが、一部モータコントロールセンタ等から供給され、蓄電池を保有しているものがある。

これらはページング装置の制御盤、所内携帯電話の制御盤及び安全指令放送主装置が該当し、第 13-2 表にその仕様を示す。また、蓄電池への給電について系統図を第 13-1 図～第 13-3 図に示す。

これらの蓄電池の仕様は保安電源設備で使用する蓄電池と同等とする。また蓄電池は設計基準事故における短時間の全交流動力電源の喪失時間を考慮し、30 分以上電源の供給を持続できる仕様とする。

一以 上一

第13-1表 外部電源により動作する通信連絡設備の供給電源（1／3）

通信種別	主要設備	設置場所	外部電源	供給電源	系統図
所内通信連絡設備	ページング装置	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	要	非常用所内電源	本文 第8図
		緊急時対策建屋	要	無停電電源交流	本文 第9図
	ページング装置 (安全指令放送主装置)	その他建屋	要	蓄電池(第2表参照)	本文 第8図
		制御建屋	要	蓄電池(第2表参照)	本文 第8図
	所内携帯電話 (電話交換機)	制御建屋	要	無停電交流電源	本文 第8図
		ユーティリティ建屋	要	蓄電池(第2表参照)	本文 第8図
	低レベル廃棄物処理建屋	要	蓄電池(第2表参照)	蓄電池(第2表参照)	本文 第8図
		緊急時対策建屋	要	蓄電池(第2表参照)	本文 第9図
	専用回線電話	制御建屋	不要	充電池	—
		緊急時対策建屋	不要	充電池	—
	一般加入電話	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	不要	充電池	—
		制御建屋	不要	通信事業者回線から給電	—
	ファクシミリ	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	不要	通信事業者回線から給電	—
		制御建屋	不要	充電池	—
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	不要	充電池	—

第13-1表 外部電源により動作する通信連絡設備の供給電源（2／3）

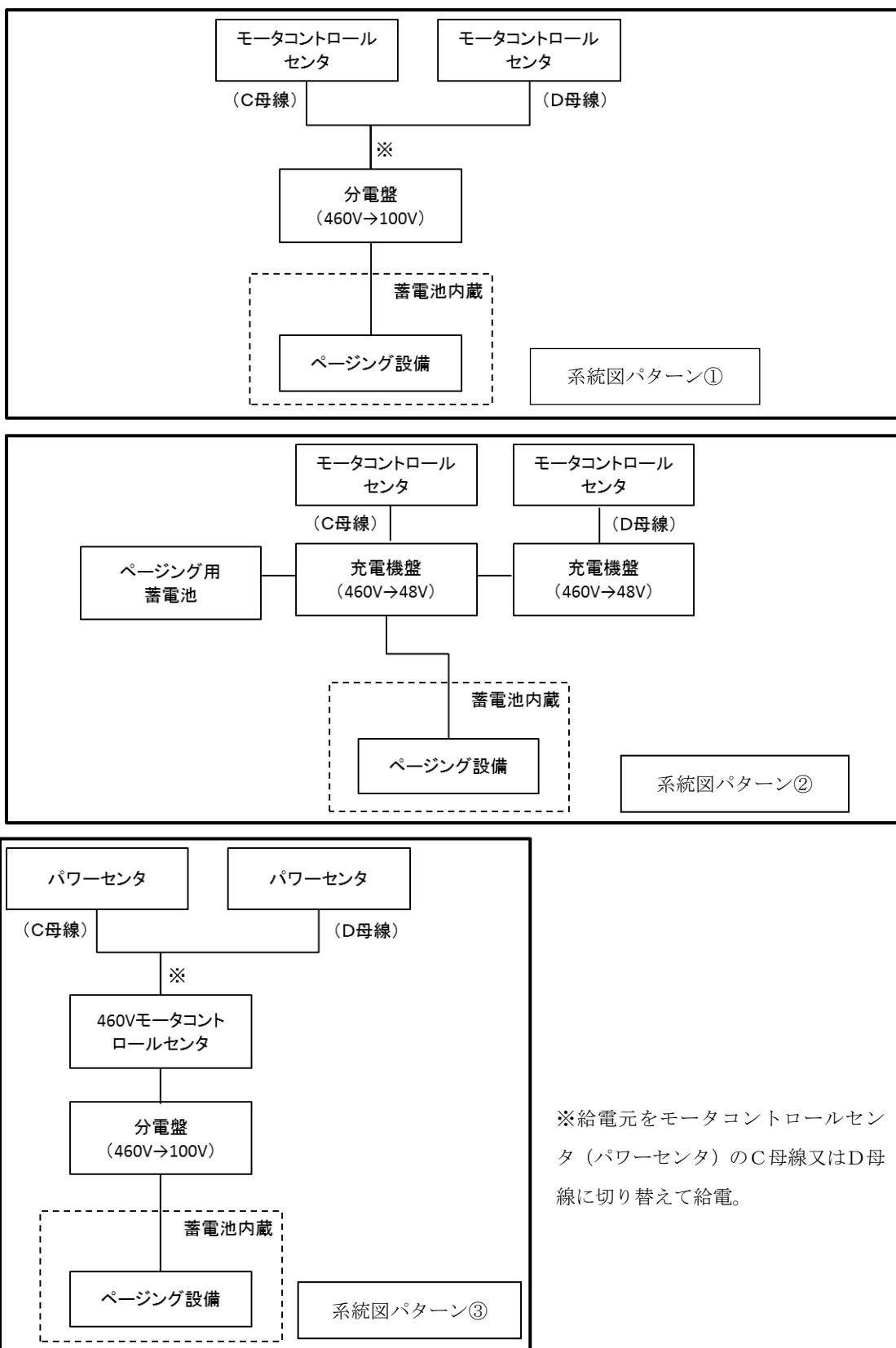
通/信種別	主要設備	設置場所	外部電源 供給電源	系統図
所内データ 伝送設備	プロセスデータ伝送サーバ	制御建屋	要 無停電交流電源	本文 第8図
	放射線管理用計算機	制御建屋	要 無停電交流電源	本文 第8図
	環境中継サーバ	緊急時対策建屋	要 無停電交流電源	本文 第9図
	総合防災盤	制御建屋	要 無停電交流電源	本文 第8図
	統合原子力防災ネットワーク IP電話	緊急時対策建屋	要 無停電交流電源	本文 第9図
	統合原子力防災ネットワーク IP-FAX	緊急時対策建屋	要 無停電交流電源	本文 第9図
所外通信 連絡設備	統合原子力防災ネットワーク TV会議システム	緊急時対策建屋	要 無停電交流電源	本文 第9図
	一般加入電話	制御建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	不要 通信事業者回線から給電	—
		緊急時対策建屋	不要 通信事業者回線から給電	—
	一般携帯電話	緊急時対策建屋	不要 通信事業者回線から給電	—
	衛星携帯電話	制御建屋 緊急時対策建屋	要 無停電交流電源	本文 第8図 本文 第9図

第13-1表 外部電源により動作する通信連絡設備の供給電源（3／3）

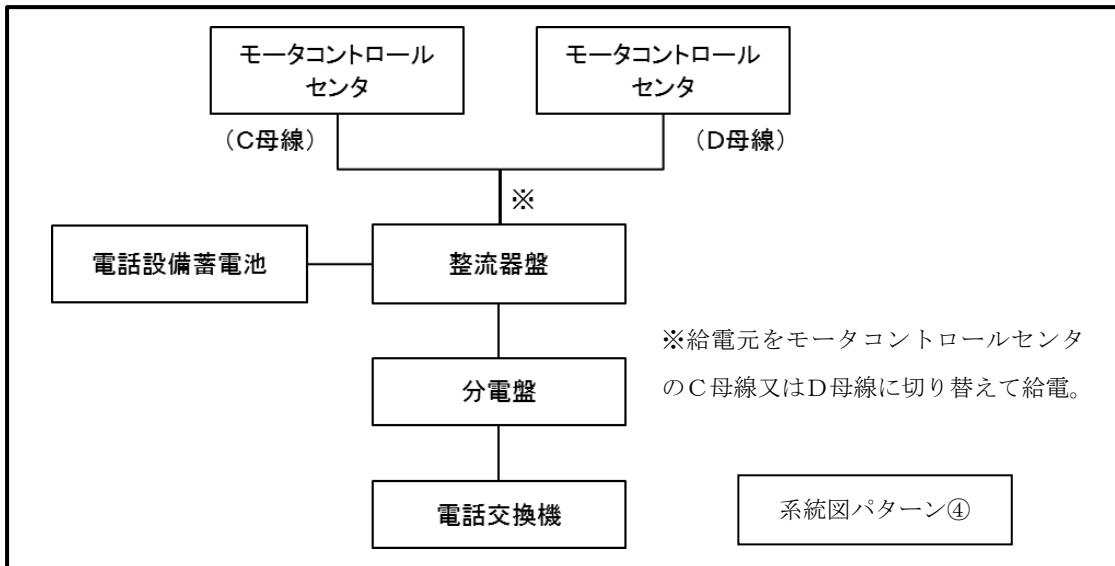
通/信種別	主要設備	設置場所	外部電源	供給電源	系統図
所外通信連絡設備	ファクシミリ	制御建屋	要	無停電交流電源	本文 第8図
所外データ伝送設備	データ伝送設備	緊急時対策建屋	要	無停電交流電源	本文 第9図

第13-2表 蓄電池を保有する通信連絡設備の蓄電池の容量

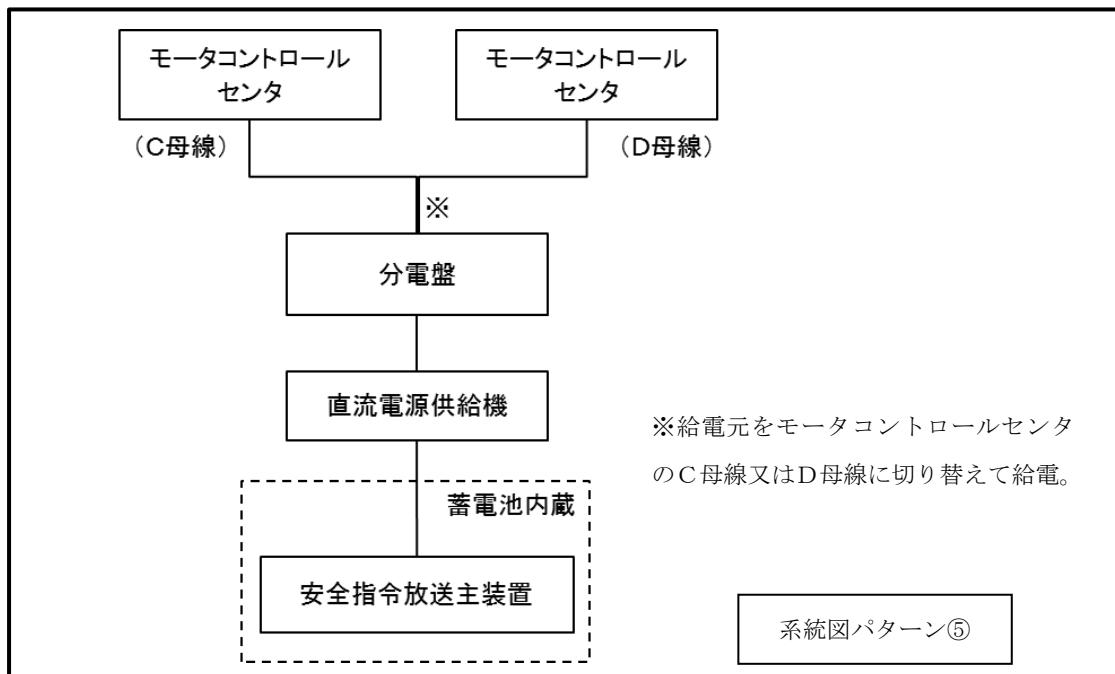
建屋名称	対象機器	電源仕様	負荷容量(kVA)	容量(Ah)	持続時間	系統回バターン
前処理建屋	ベーリング主装置	AC105V	16.05kVA	117Ah	30分	(3)
分離建屋	ベーリング主装置	AC105V	8.00kVA	28Ah	30分	(1)
精製建屋	ベーリング主装置	AC105V	8.56kVA	150Ah	30分	(2)
低レベル廃液処理建屋	ベーリング主装置	AC105V	10.00kVA	28Ah	30分	(1)
ハル・エンドビース 貯蔵建屋	ベーリング主装置	AC105V	6.05kVA	38Ah	30分	(3)
制御建屋	ベーリング主装置 安全指令放送主装置	AC105V AC100V	3.75kVA 1.70kVA	200Ah 16Ah	30分 30分	(2) (5)
出入管理建屋	ベーリング主装置	AC105V	15.00kVA	81Ah	30分	(3)
ウラン脱硝建屋	ベーリング主装置	AC440V	5.00kVA	50Ah	30分	(2)
ウラン・プルトニウム 混合脱硝建屋	ベーリング主装置	AC105V	3.50kVA	100Ah	30分	(2)
低レベル廃棄物処理建屋	ベーリング主装置 電話交換機	AC440V AC210V	6.46kVA 46.00kVA	200Ah 600Ah	30分 3時間	(2) (4)
ユーティリティ建屋	ベーリング主装置 電話交換機	AC105V AC210V	17.28kVA 28.00kVA	84Ah 700Ah	30分 3時間	(3) (4)
高レベル廃液 ガラス固化建屋	ベーリング主装置	AC460V	16.00kVA	60Ah	30分	(2)
第1ガラス固化体 貯蔵建屋東棟	ベーリング主装置	AC460V	4.06kVA	30Ah	30分	(2)
緊急時対策建屋	電話交換機	AC105V	3.50kVA	800Ah	3時間	(4)



第 13-1 図 ページング設備における蓄電池への給電パターン系統図



第13-2図 電話交換機における蓄電池への給電パターン系統図



第13-3図 安全指令放送主装置における蓄電池への給電パターン

令和2年3月13日 R1

補足説明資料 2-14 (2 7条)

過去のプラントパラメータ閲覧について

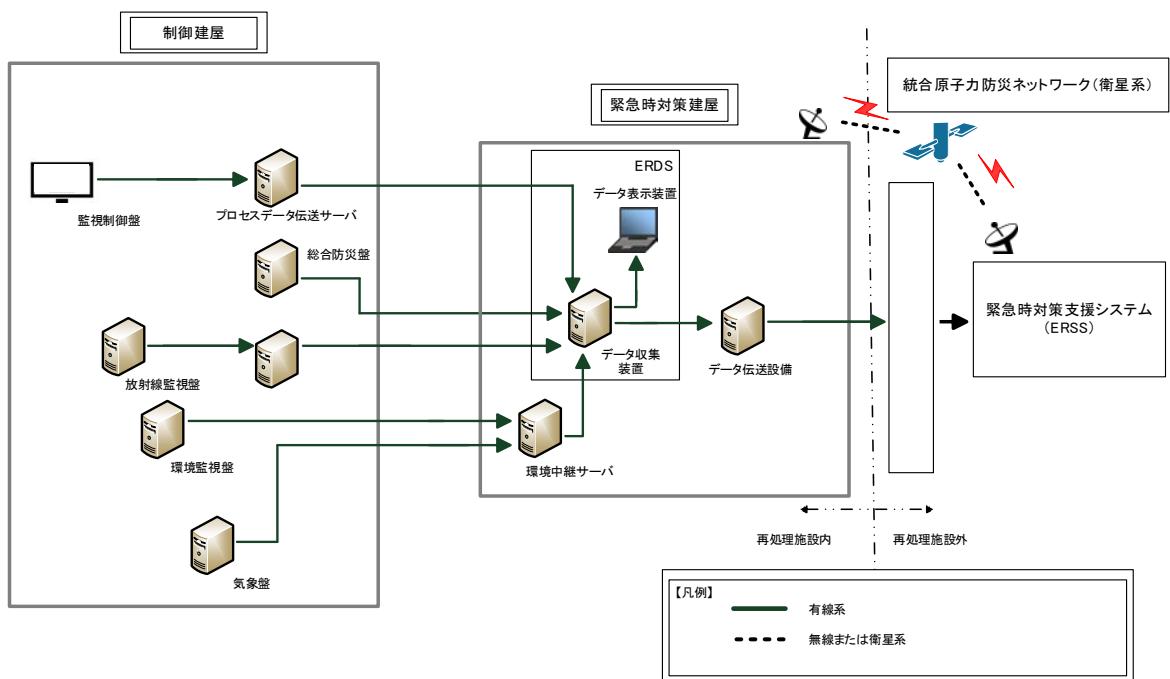
データ収集装置に収集されるプラントパラメータは、データ収集装置で 10 日間分（20 秒周期）のデータを保存（自動収集）できる設計とする。

データ収集装置に保存されたデータについては、緊急時対策建屋のデータ表示装置からウィルスチェックを行った外部記憶媒体（U S B フラッシュメモリ等）～保存できる設計とする。

設計基準事故等が発生した場合には、緊急時対策建屋において、プラントパラメータのウィルスチェックを行った外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、データ表示装置にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータの過去のデータを閲覧することができる設計とする。

また、データ表示装置にてプラントパラメータの監視も可能な設計とする。

概要を第 14-1 図に示す。



第 14-1 図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要

令和2年3月13日 R1

補足説明資料 2-15 (2 7条)

緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について

緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、固縛又は転倒防止措置を講ずる等、基準地震動 S s による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。

再処理事業所外へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するデータ伝送設備は、固縛又は転倒防止措置を講ずる等、基準地震動 S s による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。

緊急時対策建屋における統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及びデータ伝送設備の耐震措置について、第 15-1 表及び 第 15-2 表に示す。

第 15-1 表 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置

通信種別	主要設備	耐震措置
所外 統合原子力 防災ネット ワークに接続 する通信連絡 設備	TV会議 システム IP電話 IP電話 IP-FAX	<ul style="list-style-type: none"> ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じることとともに、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）の衛星無線通信装置及び通信機器は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 ・通信機器類のケーブルについては、耐震性を有する電線管等に敷設する。

第 15-2 表 緊急時対策所のデータ伝送設備に係る耐震措置

通信種別	主要設備	耐震措置
所外 データ伝送設備		<ul style="list-style-type: none"> ・データ伝送設備は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。